

平成23年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成23年9月6日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 太田 健一 | 2番  | 野並 享子 |
| 3番  | 小菅 六雄 | 4番  | 高橋 繁夫 |
| 5番  | 内田 聡史 | 6番  | 奥村 治男 |
| 7番  | 矢野 隆行 | 8番  | 梶山 幾世 |
| 9番  | 井狩 辰也 | 10番 | 市木 一郎 |
| 11番 | 坂口 哲哉 | 12番 | 田中 良隆 |
| 13番 | 中島 一雄 | 14番 | 丸山 敬二 |
| 15番 | 西本 俊吉 | 16番 | 三和 郁子 |
| 17番 | 鈴木 市朗 | 18番 | 田中 孝嗣 |
| 19番 | 立入三千男 | 20番 | 河野 司  |

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

|        |        |          |        |
|--------|--------|----------|--------|
| 市長     | 山仲 善彰  | 教育長      | 南出 儀一郎 |
| 政策調整部長 | 東郷 達雄  | 総務部長     | 竹内 睦夫  |
| 市民部長   | 中島 宗七  | 健康福祉部政策監 | 富田 久和  |
| 都市建設部長 | 橋 俊明   | 環境経済部長   | 山本 利夫  |
| 教育部長   | 新庄 敏雅  | 政策調整部次長  | 田中 利昭  |
| 総務部次長  | 井狩 重則  | 広報秘書課長   | 寺田 実好  |
| 総務課長   | 遠藤 伊久也 |          |        |

出席した事務局職員の氏名

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 岡野 勉  | 事務局次長 | 佐敷 政紀 |
| 書記   | 三上 忠宏 | 書記    | 若井 美園 |

## 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第54号、議第59号及び議第74号から議第77号まで  
(専決処分につき承認を求めることについて(平成23年度野洲市  
一般会計補正予算(第2号))他5件)  
質疑
- 第4 議第54号、議第59号及び議第76号  
(専決処分につき承認を求めることについて(平成23年度野洲市  
一般会計補正予算(第2号))他2件)  
討論、採決
- 第5 議第55号から議第58号まで、議第60号、議第61号、議第74  
号、議第75号及び議第77号  
(平成23年度野洲市一般会計補正予算(第3号)他8件)  
常任委員会付託
- 第6 議第62号から議第73号まで  
(平成22年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他11件)  
決算特別委員会付託
- 第7 請願第3号  
(住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願)  
常任委員会付託
- 第8 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(開会)

○議長(立入三千男君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長（立入三千男君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

（日程第2）

○議長（立入三千男君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第5番、内田聡史君、第6番、奥村治男君を指名いたします。

（日程第3）

○議長（立入三千男君） 日程第3、議第54号、議第59号及び議第74号から議第77号まで、専決処分につき承認を求めることについて（平成23年度野洲市一般会計補正予算（第2号））他5件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第54号、議第59号及び議第74号から議第77号までの各議案については、通告による議案質疑はございません。よって、議案質疑を終了いたします。

（日程第4）

○議長（立入三千男君） 日程第4、議第54号、議第59号及び議第76号まで、専決処分につき承認を求めることについて（平成23年度野洲市一般会計補正予算（第2号））他2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第54号、議第59号及び議第76号の各議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、議第54号、議第59号及び議第76号の各議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第54号、議第59号及び議第76号の各議案について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） 討論はないようですので、これをもって討論を終決いたします。  
これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第54号、専決処分につき承認を求めることについて（平成23年度野洲市一般会計補正予算（第2号））は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第54号は原案のとおり承認されました。

次に、議第59号、平成23年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議第76号、財産の取得について（（仮称）野洲市総合防災センター東消防署建設用地）は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

（日程第5）

○議長（立入三千男君） 日程第5、議第55号から議第58号まで、議第60号、議第61号、議第74号、議第75号及び議第77号、平成23年度野洲市一般会計補正予算（第3号）他8件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第55号から議第58号まで、議第60号、議第61号、議第74号、議第75号及び議第77号の各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第6）

○議長（立入三千男君） 日程第6、議第62号から議第73号まで、平成22年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他11件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第62号から議第73号までの各議案は、会議規則第

39条第1項の規定により、議案付託表のとおり決算特別委員会に審査を付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、議第62号から議第73号までの各議案は、議案付託表のとおり決算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

（日程第7）

○議長（立入三千男君） 日程第7、請願第3号、住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第3号については、会議規則第92条第1項の規定により、請願文書表のとおり環境経済建設常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第8）

○議長（立入三千男君） 日程第8、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。質問に当たっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第10番、市木一郎君。

○10番（市木一郎君） おはようございます。第10番市木一郎でございます。6月議会で平成21年度の新公会計制度に係る事項について、特に普通会計の貸借対照表を中心に質問を行いましたが、今回は連結会計の貸借対照表と公会計に係る問題について、一問一答方式で質問を行います。

まず最初に、公会計改革の意義、これの4番目に資産・債務改革への対応とありますが、そこでは公会計で整備する資産台帳に基づき、保有する資産のあり方についての将来見通し、すなわち売却、転用、維持管理を立てることができるとありますが、本市における資産台帳の整備の進捗度についてお伺いします。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、市木議員の21年度新公会計制度に係る事項についての、本市における資産台帳の整備の進捗度についてお答えをいたします。

平成20年度に公有財産管理システムを導入し、継続的に調査を行い、整理を現在進めております。現在、各財政所管課に対し、土地及び建物に関する公有財産調査を進めてお

り、この調査を今年度中に完了したいと考えております。その後、調査内容の整理・データ入力等の作業を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 後段のところの、調査は23年度に完了したいということですが、その後調査内容の整理云々という答弁でございましたが、その目途はいつごろですか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 先ほど各財政所管課と申し上げましたが、財産所管課の間違いでございます。訂正をさせていただきます。

完了年度につきましては、翌年度以降、調査内容、データがかなりボリュームが大きいというふうなことでございますので、24年度には完了したいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 実はですね、本市の財政を心配して、年配の市民から現在利用していない里道の売却を進めるべきであると、こういうご意見も伺っておりますので、早急な整備を要望しておきます。

次に、同じく、その中に資産・債務改革の具体的施策の策定に財務書類を活用することができると思いますが、作成された財務書類を活用した会議等を持たれたことがありますか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） ただいま総務部長のほうからご答弁させていただきましたように、資産台帳は未整備でして、現在作成中でございますので、財務書類を活用した会議は持てない状況でございます。台帳が整備できた段階で、そのような場を設けていきたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 資産台帳の整備はもちろん大事なんですが、ご承知のことと思いますが、財務書類とは貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表のことでございますので、念のために申し添えておきます。

次に、会議がないということでしたが、公会計改革の意義を認識されて、速やかに内部システムを確立し、作成された財務書類を活用し一層の財政改革に取り組む必要

があると思いますが、お考えはいかがですか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 適切な時期に既存施設の維持補修を行ってこなかったこととか利用の定まらない財産を購入するなど、以前お示しましたように、いわゆる隠れた借金が多く存在しております。このことから、今日までの反省に立って、今後、公有財産の把握を行いまして、資産台帳の整備が終了しまして、内部システムが確立できれば、財政状況の改善に向けて、より一層の維持管理、資産の有効活用や未利用資産の売却促進を進めることができると考えております。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） ぜひスピード感を持って取り組まれるように期待をしております。よろしくお願いいたします。

次に、第三セクター等として連結対象になっている特定医療法人社団御上会野洲病院についてお伺いします。まず、前回運営にかかわっているのかという質問に対し、過去にはかかわっていたが現在は運営のかかわりはないとの答弁でした。野洲病院については、現在、野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方検討委員会において種々検討されているところですが、第三セクター等の連結条件の②というのがございます。ここに出資比率50%未満、そして実質的に主導的な立場を確保している場合に全部連結とあります。この趣旨からしますと、野洲病院にはかかわりを持つべきではないのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 地域医療の確保のために、野洲病院の滋賀銀行からの借入金に対しまして市が損失補償を行っておりますけれども、これは本来適切な措置とは言いがたいと考えております。しかしながら、市としましては、現実には損失補償を行っていることから、公会計上は特例的に連結対象として処理しております。従いまして、これまで病院業務に主導的な立場での関与はなかったというふうに考えております

ただし、この4月に、野洲病院から市に対し、新病院基本構想2010の提案が出されましたことから、地域医療のあり方の検討を行う中で、現状では深いかかわりを持っているところでございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 難題ではありますが、引き続きよろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、野洲病院の決算状況ですが、平成21年度は医業収支では約7,600万円の赤字ですが、医業外では本市の地域医療体制整備補助事業費約1億5,800万円等を加え、経常利益では約7,500万円の黒字となっています。結果、法人税や住民税として約1,400万円を納税しています。法人として納税義務があるとはいえ、本市の補助金の一部が税として流出していることとなります。昭和60年から昭和62年に地域医療振興資金として貸し付けられた9億円は、広報「やす」6月号によると、8度の延長申請を受けているとのことでございます。その平成21年度の返済額は、元金部分の2,467万5,000円で、残高は約7億円となっています。例えば、お金の出入りから考えますと、貸付金の返済を猶予し、補助金を減額するという方法等が考えられますが、専門家と相談などされ、補助金が全額生かされるよう対処すべきと考えますが、見解をお伺いします。

また、本市の利息に対する取り扱いはどうなっているのでしょうか。野洲病院の決算では、本市に対する支払い利息の取り扱いはどうなっていますか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 野洲病院に対しましては、昭和60年、61年、62年度にそれぞれ3億円、合計9億円を貸し付け、現在では元金部分の償還をされております。貸し付けの返済につきましては、平成21年度時点で返済猶予に当たります8回目の延長を行いました。貸付金は病院機能の充実を図ることが目的でありまして、補助金は施設整備促進あるいは医療機器整備、休日急病診療、2次救急の地域医療確保対策及び小児科医、産婦人科医等の地域医療医師確保を目的としています。

このように、目的や制度の異なる貸付金と補助金をその年の野洲病院の経理状況に応じて変更することは、その性格上困難でありますし、民間病院としての経営努力を阻害することにもつながりますので、会計処理上、適切な方法ではないと考えております。

一つの方策としましては、野洲病院の決算状況が黒字となった場合には、たび重なる返済延長申請のあった貸付金の償還として、黒字額を市に返還してもらう方法も考えられません。

次に、貸付金9億円の利息に対する市の取り扱いにつきましては、昭和61年度から平成14年度までの間、利息を償還されておりますが、その後の元金返済の延長に係る利息は実質的に無利子という償還内容となっております。従いまして、平成21年度野洲病院の決算でも医業外費用の支払い利息はございません。

なお、貸付金返済の延伸に係る利息相当分の支払い等につきましては、平成15年度か



ら実質的に無利息になっていることを考慮しつつ、野洲病院の収支状況を見極めながら対応いたしたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 合併前のこととはいえ、平成15年度から実質的に無利息になっていることは、延伸申し出の際にきちっと対応できていないということで、今後このようなことのないようよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次に、連結貸借対照表から質問をいたします。資産の部の公共資産ですが、その中の環境衛生部門は普通会計約15億円に対して、連結対象部門では108億円となっていますが、内容についてお伺いします。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） ご質問の108億円の内訳につきましては、水道事業会計が75億8,000万円、湖南広域行政組合のし尿部門が5億7,000万円、守山野洲行政組合が8億2,000万円、野洲病院が17億9,000万円となっております。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 今の最終部分の野洲病院の17億9,000万円ですが、これはほとんど建物だと思うんですが、減価償却は実施されているのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 建物だけではございませんでして、減価償却は野洲病院がされておられます。建物で4,600万円、設備、いわゆる医療機器になりますけれども、こちらのほうで9,900万円、合計で1億4,500万円が減価償却の額でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） それでは、同じく公共資産の産業振興部門は、普通会計約25億円に対し、連結対象部門が35億円となっていますが、内容についてお伺いします。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） ご質問の約35億円の内訳につきましては、工業団地等整備事業特別会計が35億4,000万円、そして滋賀県市町土地開発公社が1,000万円でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 確認ですが、工業団地等整備事業特別会計の35億4,000

万円は全額イオンのあの場所のことでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） イオンの土地も含まれるんですけども、これは貸付地でございますけれども、それ以外に商業地としまして900平米余りがございます。この2件でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 次に、流動資産の部で未収金についてですが、普通会計で約1億1,000万円ですが、連結対象部門では約4億5,000万円となっています。内訳はどうなっていますか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 約4億5,000万円の内訳につきましては、水道事業会計が9,000万円、下水道事業特別会計が2,000万円、国民健康保険事業特別会計が6,000万円で、これは現年度の未納分でございます。また、野洲病院が1億円でございまして、こちらは主に市とか県の補助金となっております。そして、野洲慈恵会が1億7,000万円で、これは主に介護報酬とか介護自己負担金、それから保育所の市補助金の未収分でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） それでは、次に、負債の部の第三セクター等長期借入金34億円についてお伺いします。内訳はどうなっていますでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 34億円の内訳につきましては、湖岸開発株式会社が1,000万円、野洲病院が18億9,000万円で、野洲慈恵会が15億4,000万円でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 同じく負債の部の未払金が、普通会計6,600万円に対し、連結部門は約3億1,000万円となっています。内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 約3億1,000万円の内訳でございますが、水道事業会計が1億6,000万円、野洲市文化スポーツ振興事業団が5,000万円で、この事

業団のほうは主に消費税とか市への納付金、さらには電気代等の維持管理経費の未払い分でございます。そして、野洲病院が6,000万円、こちらのほうは材料の仕入代金とか水道料金等の維持管理経費の未払い分でございます。また、野洲慈恵会が4,000万円で、こちらは主に3月分の光熱水費などの経常経費でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 少し関連でお伺いしますが、水道事業会計の1億6,000万があるということでしたが、内容の主なものは何でございますか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 水道事業会計の主なものとしましては、工事請負費の未払い分が約6,200万円、そして南部用水の受水費の3月分の未払いが2,780万円、そして水道台帳作成業務委託料とか水源地の保守点検委託料の未払いが2,030万円でございます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） ありがとうございます。いずれにしても普通会計約790億円、連結部門約210億円、合計約1,000億円の資産をもって市政が運営されています。山仲市長初め職員の皆様には、この数字を十二分にご認識いただき市政に取り組まれることをお願いし、一般質問を終わります。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第2号、第9番、井狩辰也君。

○9番（井狩辰也君） おはようございます。9番、井狩辰也でございます。それでは、私のほうから、市民の方が健康に過ごすための取り組みについてということでご質問させていただきます。

まず、平成23年度の国民健康保険事業について、平成22年度の国民健康保険事業特別会計の決算は、歳入が約43億1,167万円、歳出が約42億5,202万円となり、歳入歳出差引額が約6,000万円となりました。例年並みの差引額が出ておりますけれど、平成22年度の国保税の引き上げ幅は適切であったか、ご質問します。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） おはようございます。ただいまのご質問にお答えをいたします。

平成22年度の国保事業特別会計の収支差し引きは、最終的に例年並みの約6,000万円の黒字となりました。これは、国・県の調整交付金等が見込みより多く交付されたこ

とや、歳出で最終3カ月間の医療費が最後まで落ちついて推移してくれたというようなことが要因でございます。単年度の実質収支につきましては、国庫への返還金などを含めて精査いたしますとマイナス約400万円となっております、財政規模からすると、ほぼ均衡の状況であると、このように考えております。こうしたことから、ご質問の平成22年度からの国保税額の引き上げ幅は、財政健全化のために適正で、さらに最低限必要な上げ幅であったと、このように考えております。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番（井狩辰也君） 今のご答弁、医療費が最終まで落ちついて推移してくれたということなんですけれども、ただ確実に医療費というのは増加していきます。ますます高齢化社会が進み、医療費というのは確実に増加していき、その一方で国保の財源を支える被保険者の所得は少なくなってきたのが現状でございます。そのような状況の中、現段階において国保税の引き上げについてどのようなお考えか、見解をお伺いします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 23年度も、今まだ医療費の額がわかっておるのが4カ月分程度でございます、現在のところ収支がとれるような見込みでございますので、たちまち今現在の税率を引き上げるというところまでの考えは今のところ持ってはございません。ただ、今後の推移によりまして、そういったことも検討すべき時期が来るときにはしっかりした検討をしなければならないと、このように考えております。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番（井狩辰也君） ありがとうございます。改めて、今ご答弁の内容とかぶるかもわかりませんが、平成23年度の国民健康保険事業の財政見通しについて、もう一度お願いいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 23年度の収支でございますが、現時点で見込んだところでは、単年度収支で赤字になるということはないのではないかと、今のところはこのような見込みでございます。その根拠といたしまして、現在までに把握しております今年度の4カ月分の医療費の水準がほぼ前年度並みと極めて落ち着いている状況でございますとか、予算で見込みました後期高齢者制度への支援金の額が、その予算額を下回るといった見込みがございます。ただ、今現在わかっておりますのは4カ月分でございます、まだ8カ月分の医療費の支払いが残っていると。今後、医療費の推移や調整交付金の交付

見込みなどを見極めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番（井狩辰也君） 現在4カ月たったということなんですけれど、現段階では落ちついて推移しているということなんですけれど、8月4日に開催されました平成23年度第1回野洲市国民健康保険運営協議会において、その資料の中に「平成23年度の当初賦課においても所得の落ち込みは依然見受けられ、平成22年度の水準からさらに6%の減となっている。これにより、予算額を基準にして約4,000万円の不足が見込まれている」と資料にあります。これは財政見通しの懸念材料ではないかと考えますけれど、このあたりの見解をお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） ただいまおっしゃっていただきましたように、今年度の国保税の全体で4,000万円ほどの税の上での減収見込みということはおっしゃるとおり、そのような報告をさせていただいております。ただ、先ほども申しましたように、今現在医療費が安定して落ち着いた状況で推移しているということと、それから昨年度、この23年度の予算の編成の時期につきましては、まだ当該年度22年度の医療費が結構伸びるであろうというような段階で予算を組んでおります。そういった23年度の伸び率からいたしますと、今現在の推移が総予想を下回っておるといような状況でございますので、その差し引きいたしますと、赤字にはならないのではないかと、黒字で推移するのではないかと、今の現在での見込みはそういったことでございます。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番（井狩辰也君） 次の質問に行きます。現在、国保会計といえますか、国保広域化の流れに対する野洲市の今後の対応方針、また国保財政に対して一般会計から財政支援することに対する基本的な認識についてお伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 国保の広域化のご質問でございます。昨年度滋賀県が策定されました広域化支援方針については、広域で実施できる事務などを共同で実施し効率性を高めることが主な内容となっております。こういった部分については、他市町と協調する方向で対応していきたいと考えております。

一方、財政運営の一本化や保険者の統合といった広域化の根幹部分に対する基本的な考えとしましては、それだけで国保の構造的な課題が解決できることはないと考えておりま

すけれども、規模拡大により一定の効果も見込めることから、野洲市民の負担が増えるのかあるいは減るのかなどの見込みを、正確なシミュレーションを求めまして、状況に応じて判断をしていきたいと考えております。

また、国保会計では、国レベルでの負担率が向上されまして、国保の制度そのものが安定的な事業運営を構築すべきものと考えております。そういった考えでございます。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番（井狩辰也君） 私もいろいろ調べてみますと、やはり事務作業レベルでの効率的な運営というの、事務レベルではあるのかなと思っておりますけれども、財政の一本化ということに対しては慎重に考えていただきたいという、今、私自身考えを持っております。それに対して、国保という国レベルでの構造的な問題を抱えていることも認識しておりますけれども、国民健康保険事業というのは国民皆保険の中核でありまして、野洲市においては、その財政運営の状況は、高齢者が多く、非自発的失業者や比較的所得の低い人も多いという、これも構造的な問題もございます。財政は年々厳しさを増していると思います。そういう国保の性格を考慮し、決算対策による一般会計からの財政支援だけではなくて、一般会計からある一定の範囲でルールを定めた上で財政支援をされてもよいのではないかと考えますけれども、見解をお伺いします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 議員申されますように、国民健康保険は皆保険の最後の砦と言われるぐらいの位置づけであると思います。そういった意味で、加入者そのものが大変経済的にも余り裕福でないと思しますか、結構厳しい高齢者等の加入が多いという現実がございます。

そういった中で、先ほども少し申しましたけれども、国保の制度そのものをいかに安定的に運営するかということになりますと、やはりそこへ公的な資金というのがないことには安定運営ができないと思っております。そういう意味で、国庫負担率の引き上げ等を求めているところですが、そういった中で国保の事業の安定化を、一時的にはまずそこが図られるべきであると、このように思っております。

そういったことから、一般会計からの財政支援でございますけれども、法定額あるいは所要額における一定のルールに基づくものにとどめるべきとの考えを今現在持っておるところでございます。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番(井狩辰也君) 今おっしゃったように、国保というのは本当に最後の砦ですので、また構造的な問題もございます。私は、本当に、一般会計からのルールを定めた上で財政支援をぜひしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。健康づくりの施策及び今後の取り組みについて。まず、病気にならない生活習慣への改善支援は医療費の抑制にも重要であると思います。そういった一次予防推進策について、課題認識と改善策をお伺いします。

○議長(立入三千男君) 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監(富田久和君) 2点目の健康づくりのご質問でございます。生活習慣病は、食生活、飲酒、喫煙など長年のよくない生活習慣の蓄積により、がん、糖尿病、高血圧などの病気を発症することから生活習慣病と呼ばれ、死亡原因の6割を占めております。この状況は国や県も同様であります。また、一人一人が健康的な生活習慣を心がけ、主体的に健康づくりを実践されるよう支援することが重要となります。

一次予防推進策の課題認識ですが、生活習慣の問題点は認識できても、行動に結びつかなかったり、一時期は実践できても継続するのが困難な場合もあることから、個人への支援方法の工夫とあわせて、家族や地域に対しても健康づくりに関する関心を高める取り組みが重要と考えます。

そこで、改善策として、本市では、平成20年3月に策定した野洲市ほほえみやす21健康プランに基づき、栄養、運動、歯、たばこ、こころ、健診の項目について、特定健診・特定保健指導などのメタボ対策事業や、食育と連動し一次予防推進策として努めているところですが、

このうち、地域での健康づくりでは、自治会推薦の委員で構成する、健康を考える会を学区ごとに立ち上げ、ウォーキングマップづくりや旬の地元産野菜を使った料理教室など、地域の特色を生かした健康づくりの取り組みが市民主体で進みつつあります。この会の事務局側には、市の保健師や栄養士の他に、市開催の養成講座を受けて野洲市健康推進連絡協議会に所属している健康推進員さんの協力も得ております。特に、22年度からの健康を考える会は、健康に与える影響の大きいたばこと今まで取り組みの少なかった歯を重点的に取り組むテーマとして活動を進めています。現在は、重点課題であるたばこのほか、健診、心などをテーマに活動を展開しています。それぞれの地域の健康課題解決につながる活動となるよう、支援していきたいと考えております。

また、一人一人の健康づくり支援としましては、特定健診、がん検診などは、身近で気

軽に受けられるよう医療機関との連携を図りながら、定期的な健診受診の勧めや個別相談などを行い、生活習慣改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるよう支援し、個別支援と地域支援を並行して展開してまいります。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番（井狩辰也君） 地域での健康づくり、また個人一人一人の健康づくり、並行して進めていただいているということなんですけれど、こちらも8月4日に開催されました第1回野洲市国民健康保険運営協議会の資料の中に、特定健診の年齢階層別受診者率というのがございまして、特定健診というのは40歳から74歳までの方が受けられるということなんですけれど、40代の受診者が全受診者の4.7%、50代の方が7.3%、60代が50.6%、70代が37.4%となっております。この40代と50代の方は極めて受診率が低い状況にあります。40代、50代の方、こちらの方がやはり一次予防を推進していただくことで、医療費の削減にもつながって、抑制にもつながっていくと思います。この40代、50代の受診率が低い状況についてどのような認識をお持ちか、お伺いします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（冨田久和君） ただいま議員ご指摘のとおり、40代、50代の若年層の受診率が低い状況でございます。こういったことが今現在の課題かなど、このようにとらまえてございまして、この健診の受診率の特に若年層の向上といいますか拡大を図っていききたいと、このようなことで、平成23年度からはこの受診料を無料にしておりまして、できるだけこういった方、多くの方に受診をいただきたいというような環境を整えておるところでございます。そういったことが一つ。

それから、特に啓発ですね。こういった方に、いかに若いころからのそういった生活習慣が大事かというような啓発も大事かと思しますので、こういった無料の制度と併せまして、啓発なり普及あるいは呼びかけ等についてさらに力を入れていきたいと、このように思っております。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番（井狩辰也君） 健康づくりというのは、本人の意識というのも大変重要だと思います。しかし、その環境を、やはり環境づくりということで、周りの方が健康に気を使っていってらっしゃったら自身もやはり使うようになっていくと思いますので、健康づくり、そのあたりの啓発、しっかりしていただきたいと思います。



次、野洲市において、現在がん検診というのもされておまして、胃、大腸、子宮、乳がんの検診について、こちらの実施状況及び成果、課題についてお伺いします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（冨田久和君） がん検診の実施状況及び成果、課題についてでございます。ただいま、がん検診は、胃、子宮、乳房、大腸について行っております。

まず、胃がん検診は年間16回、健康福祉センターや各コミュニティセンターなどで集団検診を実施し、受診者数は年間550人前後、受診率は5.1%でございます。県とはほぼ同率ですけれども、国の10.1%より下回っている状況です。

それから、子宮がん検診は、5回の集団検診と医療機関での個別検診を行っております。年間1,500人前後の受診者で、受診率は28.7%、県が18.3%、国が21%でございますので、少し上回っている状況でございます。

それから、乳がん検診は、子宮がん検診と同様の検診体制で実施しておまして、年間1,000人前後の受診で、受診率は21.8%でございます。県が12%、国13%でございますので、それに比べて高い状況でございます。これは、平成21年度から子宮がん・乳がんのがん検診無料クーポンを配布する、がんの検診推進事業が国の施策により実施されまして、新規受診者数の増加に効果を上げていると、このように分析しております。

それから、大腸がん検診では年間700人前後の受診者がありまして、受診率は6.7%で、県が10.6%、国が16.5%ですので、これらに比べると低い率となっております。そこで、22年度からは集団検診会場だけでなく、健康推進課や各地域のコミュニティセンターでも大腸がん検診の検査容器の配布や回収日を設けて、受診の機会拡大を図っております。

このように各種がん検診事業を行っているところですが、当市におけるがん検診の受診率はまだ低く、受診者数の増加を図ることが課題となっております。より多くの方に受診していただけるよう、市広報、ホームページ、特定健診対象者への受診勧奨通知、公共機関へのチラシの設置等により周知、啓発に努めているところです。

特に受診者の少ない大腸がんについては、乳がんと同様、節目の年齢、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳ですけれども、これらの方への検診の無料クーポンの送付を行いまして、受診者数の増加を目指してまいりたいと思います。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番（井狩辰也君） 今年度から大腸がん検診についても検診無料のクーポンができる

ということで、やはり無料というのはありがたいことだと思いますので、広く周知していただき、たくさんの方に受けていただける環境、またその環境とともに一人一人の啓発、意識というのも大切だと思います。せっかく無料という形で国のほうからもいただけますので、ぜひ皆さん受けていただきたいなと思います。

では、次、現在あり方が検討されております野洲市地域医療における中核的医療機関について、野洲病院のことについてご質問させていただきます。まず、第3回検討委員会の資料にある市民負担とあるんですけれど、この市民負担とは具体的に何を想定されておられるのかお伺いします。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 中核的医療機関のあり方検討委員会で議論されております市民負担につきましては、第1回目の検討委員会で、市民が医療サービスという受益を得るためには一定の市民負担が伴うことへの理解を進めることも必要という意見と、具体的に市民が病院運営に市税等を投入する覚悟ができていくかどうかというご意見があったもので、市民負担については市税等を投入する覚悟を指しているというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番（井狩辰也君） 覚悟ということなんですけれど、第3回の資料に、「他の市民サービスを見直して（我慢して）、また受益者負担、使用料や手数料を見直して」とあります。具体的にどの市民サービスを我慢するのか、また、どの使用料や手数料を上げるのか、示す必要があると思います。てんびんにかける片側、医療サービスというのは具体的にありますけれども、もう一方、何を具体的に、具体的にそれにかわる何を我慢するのかという議論をする上でも、また広く深く議論する上でも、そういったことを具体的に示していただく必要があると思います。市民と病院問題、この是非を考える上で、やはり本来同じタイミングで負担について想定事項を示すべきではないかと思います。改めてお伺いします。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 負担を示すべきであるというご質問でございますけれども、御存じのとおり、現段階で検討委員会での委員の皆さんのご意見を伺っている、現段階はそういう段階でございます。検討委員会からの提言を受けた後におきましては、この提言内容を基本に置きながら、庁内で一定の協議を行いまして、今後の方向性を定めていく必要がございます。その際は、当然議員の皆様のご十分なご審議をお願いする機会と、住民の

ご意見をお聞きする場面も設定しながら、その方向づけをすることとなるというふうに現在のところ考えております。

したがって、もし公立の病院を経営するとなった場合に、市民負担の具体的な内容につきましては、その段階で市民負担が生じる可能性があるのか、あるいは生じるとしたらどのぐらいの金額になるのか、そういったことも想定しながら、それでは市民負担の内容をどのようにしていくのか、そういった深い議論をお願いすることになると思いますので、現段階では具体的な負担を示すという段階ではないというふうに考えてございます。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番（井狩辰也君） 現在、提言段階ということで、提言された上で、ぜひ市民の方また議会とも議論する上で、やはりぜひとも具体的な議論をするために、具体的な負担が発生するのであれば、それもしっかりと示していただきたいと思います。

次に、それにも関連するんですけど、市民や来院者へのニーズアンケートを実施されてはどうかと思いますけれど、見解をお伺いします。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 市民のニーズアンケートの実施についてでございますけれども、市民代表の委員が含まれます検討委員会を公開で開催していることとか、さらには市民の皆さんのご意見をいただく機会としまして、市民懇談会の開催も組み入れております。また、日常においても市長への手紙等で公聴制度を充実させております。このことから、市民ニーズアンケートの実施につきましては現在のところ考えておりませんが、今後は、もう一段、市民のご意見をお聞きする場を設定してまいりたいというふうに考えております。また、来院者の関係もお聞きいただいたと思うんですけど、来院者へのニーズアンケートにつきましては、野洲病院の来院者を想定されたものであると思いますが、このことは野洲病院が判断されるものと考えております。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番（井狩辰也君） ぜひ広く意見を聞く上でも、市民の潜在的なニーズを知る上でも、アンケートの実施をぜひお願いしたいと思います。

最後に、現段階での市長の野洲市における中核的医療機関のあり方に関する理想や思いをお伺いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。井狩議員の、現段階での野

洲市の中核的医療機関のあり方に関する私の理想や思いに関してのご質問にお答えをいたします。

今までの答弁にもありましたように、現在、専門家の方、そして市民代表の方に入っていただきまして、公開で、あり方を検討していただいております。そういう意味では、今、私は具体的な理想とかは持っておりません。ただ、唯一言えることは、市民の医療サービスをきちっと守っていきたいということです。そのためには、ご質問の中核的な医療機関が市内にあったほうがいいのか、あるいは市外でも賄えるのか、そして市内で持つ場合については、どこに、だれが設置して、だれが運営する、そしてそれがどういう診療科目のもので、どういう規模のものなのかといったことが大きな論点、検討項目になるというふうに考えています。

野洲病院のこれまでの貢献は、私は大きく評価していますが、今回の検討に当たりましては、先ほど来のご質問にありますように野洲病院の債務の問題、そして経営状況、そして中核的な医療施設が耐震化がされていないという、いわゆる野洲病院問題が絡んでおりますので、冒頭申し上げましたように、答えがないと。例えて言えば、ゾウが針の穴を通り抜けるぐらいに難しい課題かなと思いますので、検討会を通じて徹底的な情報開示と専門性、そして市民の皆さん方のご意見をきちっと踏まえながら、解決策を見出していきたいというふうに思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番（井狩辰也君） 資料とか議論とか聞いておりますと、本当に私も一議員として判断することに対して、どの道を選ぶにしても本当に恐怖心を持っております。本当に慎重な議論と市民の方のニーズ、潜在的なニーズを確認しながら、慎重に時間をかけて結論を出していただきたい、出していききたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第3号、第7番、矢野隆行君。

○7番（矢野隆行君） 皆さん、おはようございます。7番、矢野隆行でございます。9月定例会におきまして3問の質問をさせていただきますので、より明確な回答をお願いします。

まず初めに、空き家再生等推進事業の活用についてお伺いさせていただきます。近年、全国的に空き家が増加しており、防災・防犯上の観点から問題にもなっております。総務

省住宅土地統計調査によれば、空き家の数は2008年度において全国で757万戸となり、この20年間で約2倍、空き家率でいけば住宅全体の約13%にもなっております。過疎化や住宅需要の偏在など地域事情はさまざまですが、空き家増加の要因の一つは、長年総住宅数が総世帯数を上回る状況が続いていたことが挙げられます。今後、本格的な少子高齢・人口減少時代に入る我が国におきましては、一層空き家率が高くなることが予想されます。そのような中、空き家対策を実施する自治体も近年ふえております。現在、地方公共団体や民間事業者などが空き家を宿泊施設や地域のコミュニティスペースにつくりかえて再利用する場合や、防犯上危険な廃屋を撤去する場合などに国や地方公共団体が費用を補助する空き家再生等推進事業、これは平成20年度に創設されておりますけれども、こういったものが活用されております。同事業は、地域住宅交付金の基幹事業に位置づけられておりまして、国庫負担割合は2分の1で、地方公共団体が補助する場合には民間事業も補助の対象となります。さらに、空き家住宅の取得費、用地取得は除きますけれども、所有者を特定するための経費も補助の対象となります。また、1戸・1棟から補助の対象となりまして、活用事業タイプの場合は、空き家住宅だけでなく、廃校舎や店舗など空き建築物もこれは対象になります。

それぞれの地域の実情に合わせて空き家を再利用することによりまして、地域の活性化や地域コミュニティの維持、再生、治安・防災対策の効果が期待できます。実際に、同事業は平成20年度から22年度の間におきまして、活用事業タイプでは34の市町村で実施、除却事業タイプでは592戸の実績があり、具体的な活用事例も紹介されております。各自治体におきましては、先進事例を参考にしつつ、空き家再生推進事業を積極的に活用しまして、各地域の特性を生かした地域活性化等につなげる空き家対策への推進が今後さらに必要であると考えております。

なお、空き家再生等推進事業以外にも空き家対策もございます。例えば、埼玉県所沢市におきましては、市会議員の公明党の主張によりまして、これは2010年度の7月に施行されておりますけれども、空き家などが管理不全な状態となることを未然に防ぐことによりまして、市民生活の環境保全や防犯、まちづくりに寄与することを目的といたしました、空き家等の適正管理に関する条例、こういったものも制定されております。これによりまして、所有者には空き家の適正な管理を義務づけまして、また市民におきましても空き家に関する情報提供をこれによりまして求めております。その他、NPO法人によりまして空き家の再生事業など独自に取り組みを行っている自治体もございます。

そこで、防災・防犯の観点からもこういったふうにも必要とされます空き家対策について、本市の取り組みについて次の点を伺います。

1点目、本市において空き家が何軒ほど存在するのか、伺います。

2点目、空き家を利用しました介護施設等が認識しておりますけれども、実際こういった施設はどれぐらい実態があるのか、伺います。

3点目、自治体から空き家が防災・防犯の上からも管理が大変であるという、こういった指摘を受けた自治体はあるのか、こういったのもお伺いさせていただきます。

4点目といたしまして、市民生活の環境保全及び防災・防犯のまちづくりに寄与いたします、こういったのを目的といたしました空き家等の適正管理に関する条例が必要と考えますけれども、こういった点についての見解を伺います。

1点目は以上でございます。

2点目でございますけれども、地域連携保全活動の取り組みについてお伺いさせていただきます。本市は、三上山から琵琶湖まで山、川、また湖と自然豊かなまちでございます。そこで、我が野洲市から自然の保全活動を発信していくことが必要と考えております。地域における多様な主体が連携して行います生物多様性保全活動を促進することによりまして、豊かな生物多様性を保全することを目的といたしました生物多様性保全活動促進法、通称で言いますと里地里山法でございますけれども、昨年の12月に制定されまして、本年10月1日からこれは施行となります。

環境省は施行前に、昨年の9月上旬でございますけれども、地域連携保全活動の促進に関する基本方針を作成いたしましたして、パブリックコメントを行ったところでございます。これはことしの6月から7月に行われております。

この基本方針におきまして、生物多様性保全活動促進法第3条に基づきまして、市町村が定めます地域連携保全活動の促進に関します計画の認定基準や、また地域におけます生物多様性の保全促進に当たって配慮すべき事項など基本的な考え方を示しておりまして、同指針に基づきまして、全国各地で地域連携保全活動が促進され、いわゆる命にぎわう豊かな地域づくりが進められていくことがこれから期待されております。

生物多様性の保全は、地域におけます固有の自然を対象とした活動によって支えられておるところでございます。このために、地方公共団体には、地域の自然的・社会的条件に応じたきめ細かな生物多様性保全の取り組みを進める役割がこれから期待されているところでございます。地域連携保全活動の促進に当たっては、都道府県また市町村がそれ

それぞれの立場で地域の特性に応じまして、地域連携保全活動計画の作成や、また協議会の組織化、さらには支援センターとしての機能を担う者の設置、さらに活動に関する情報提供や助言等の必要な援助を行うことがこれから期待されるところでございます。

既に、多くの地方公共団体では、生物多様性の保全を促進するための条例や里地・里山を保全するための協定制度を設けました条例等、それぞれに工夫を凝らした仕組みづくりが進められております。また、この生物多様性基本法、これは平成20年度の法律第58号におきまして、地域で生物多様性に関します取り組みを推進するための総合的な指針であります生物多様性地域戦略の制定に努めることとされております。

今後、これらの取り組みを広げていくとともに、こうした取り組みと法に基づく取り組みが融合することによりまして、より強固な体制が整えられるのではないかと考えているところでございます。そして、地域の多様な主体と、国民一人一人が各地で行われます地域連携保全活動に参加することを通じまして、みずからが生物多様性の保全、地域の活性化、こういったのを図っていくべきではないかと考えているところでございます。

こういった中におきまして、地方公共団体の役割と施策につきましては、各市町村で地域の財産となります生物多様性や生活文化を保全し、それを地域の資源として生かしながら地域の活力を生み出していく、こういった地域連携保全活動を促進する中心的な積極的な役割を担いまして、さらに活動の実行計画となりますこういった計画を作成することになるわけでございます。

また、さらに活動を円滑に効果的に進めていく上で、コーディネーターとしまして地域のさまざまな関係者との連携、調整を図るとともに、またさらに調整や合意形成を図る場といたしまして協議会を組織することや、助言や必要な支援を受けるため、必要に応じまして国や県に連携をとることも期待されております。

そこで、次の点をお伺いさせていただきます。

基本方針の政策といたしまして、本市に対しまして地域連携保全の促進に関します基本方針の政策についてお伺いさせていただきます。

2点目、地域連携保全の促進の枠組みといたしまして、本市による地域連携保全活動計画の作成についてお伺いさせていただきます。さらに、NPO等によります計画案の作成についてもお伺いさせていただきます。さらに、例えば自然公園法等の許可等に係る行為についてもお伺いさせていただきます。

3点目は、環境大臣又は都道府県知事の協議・同意といたしまして、地域連携保全活動

の作成や実施に係る連絡・調整を行うための協議会の設置についてお伺いさせていただきます。また、地域連携保全活動計画に従いまして行う活動につきましては、例えば自然公園法、森林法及び都市緑化緑地法等の許可等を受けなくてもよいとする特例措置についてもお伺いさせていただきます。

4点目といたしましては、関係者間のマッチングのための体制の調整といたしまして、例えば、関係者といたしましては活動実施される方、または土地を所有される方、さらに企業等のおきました連携・協力のあっせん、必要な情報の提供、こういったのを助言する拠点としての機能体制についてお伺いさせていただきます。

5点目といたしましては、生物多様性保全の上で重要な土地の保全活動に対します援助といたしまして、民間主体が行う生物多様性の保全のための土地取得の促進のための援助についてお伺いさせていただきます。さらに、環境大臣が生物多様性の保全上重要な土地、例えば国立公園等を寄附によりまして取得した場合におけます、当該土地における生物多様性の保全の、これに対しての意見聴取についてお伺いさせていただきます。

6点目といたしましては、こういった中にありましても所有者が不明な土地に関する施策の検討といたしまして、土地所有者が判明しないこと等によりまして協力が得られない場合に対します、こういった生物多様性の保全の制度のあり方についてお伺いさせていただきます。

2点目は以上でございます。

次に、3点目でございますけれども、地方自治体におけますP R E戦略の導入についてお伺いさせていただきます。

国・地方自治体の庁舎、学校、公民館など公的不動産、いわゆる公的資産でございますけれども、これはP R Eと称されますけれども、地方自治体は地域振興等のために不動産の所有・管理を今行っているところでございます。これまで、特に高度成長期におけます公共施設に対します需要の拡大を背景に、施設の建築等を進めてきたところでありまして、公的不動産につきましては、中長期的な視点から維持管理コストにつきまして把握・分析の必要性が指摘され、さらなる効率化、市民の利便性向上に向けました活用がこれから求められていくところでございます。特に、人口減少、少子高齢化への社会的情勢が変化していく中でありまして、公共施設に対します住民ニーズが変化していくと考えられ、それに伴いまして、資産過剰や用途のミスマッチが起こることも予想されております。

一方、我が国の長引く景気低迷の影響によりまして、地方自治体の財政状況を取り巻く



環境も厳しい状況にありまして、公的不動産の取り扱いに対します社会関心度も高まっているところであります。

そうした中にありまして、地方自治体が財政の健全化に向け、自治体が有する資産の適切な選択と集中を行うために、公的不動産を経営的な観点からとらえ、賃貸運用や売却などを含めました有効活用や最適化を図っていく必要があります。それがPRE戦略と呼ばれるものでございます。このPRE戦略とは、国や地方自治体が所有する公的不動産を戦略的な観点から見まして、マネジメントや長期的や全体最適などの視点に基づきまして、その所有・利用形態を合理化していこうとする戦略で、近年、その検討・導入が求められているところであります。

国土交通省は、平成19年度から、公的不動産の合理的な所有・利用に関する研究会、いわゆるPRE研究会、こういったのを設置しております。また、地方公共団体におけます公的不動産の適正なマネジメント、いわゆるPRE戦略につきまして検討いたしまして、平成21年5月に、地方公共団体がPRE戦略を立案・実践するに当たりまして基本的な参考書となるPRE戦略を実践するための手引書も、これは公表されております。

そこで、本市におきましても集中改革プランの中で見直しがされているところでありますけれども、まだまだ市民の皆様にな納得できるところまでの見直しができてないと考えております。そのためのPRE戦略を活用し、さらなる行革が必要と考えております。

そこで次の点をお伺いさせていただきます。

1点目でございますけれども、PRE戦略実践のためのマネジメントサイクルと、それを効果的に機能させるための組織の構築について伺います。

2点目は、公会計情報の積極的な活用について伺います。

3点目、不動産情報の集約、さらに共有化、ITの有効活用について伺います。

4点目といたしましては、人材育成について伺います。

さらに、5点目は、他の計画との連携について伺います。

また、6点目といたしましては、周辺地方公共団体との連携について伺います。

7点目といたしましては、住民とのコミュニケーションについてお伺いさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 皆さん、おはようございます。それでは、矢野議員の空き家

再生等推進事業の活用についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の本市における空き家数につきましては、5年ごとに実施されております平成20年度の住宅・土地統計調査では460戸となっています。

2点目の空き家を利用した介護施設等の実態についてですが、市内で介護保険の在宅サービスを行っている事業所は、居宅介護支援事業所が2事業所、訪問介護事業所が1事業所、小規模多機能型居宅介護事業所が1事業所、通所介護事業所が8事業所ございます。

次に、3点目の空き家の防災・防犯の上での自治会からの指摘についてでございますが、自治会からの指摘につきましては特にございませんが、空き家の土地の管理面で市民からの苦情件数は、平成22年度が5件、平成23年度が8月末現在で4件となっています。

次に、4点目の空き家等の適正管理に関する条例についてですが、本市では環境保全を目的とした野洲市生活環境を守り育てる条例を制定しています。この条例では、空き家のあるなしにかかわらず、土地の所有者等に対して、危険な状態になる等の適正な管理ができていない場合には、改善勧告、改善命令ができることとなっています。

なお、ご指摘いただきました所沢市の空き家等の適正管理に関する条例と、ほぼ同等の内容であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 皆さん、おはようございます。矢野議員の2点目の地域連携保全活動の取り組みについてお答えをいたします。

何点かにわたってご質問をいただいているところでございますが、ご案内のとおり、生物多様性保全活動促進法は昨年12月に成立、公布され、今秋にも施行されることとなっており、これに伴って現在、地域連携保全活動促進基本計画の案が提示されている段階であることを踏まえまして、現時点における本市の基本的な考え方をお答え申し上げます。

そもそも、この法律の趣旨は、地域における多種多様な生物の保全活動を多様な主体によって取り組もうとするものでございまして、市町村が地域連携保全活動計画を作成することにより、自然公園法等で一定の保全活動に係る許可・届出行為を事前に国等の監督官庁と協議、同意を得ることによって不要とされること、また協議会設置により活動する市民が計画作成段階からの参画を促進されるなどの内容となっています。

本市におきましては、平成19年に環境基本計画を作成し、環境基本計画推進会議を設置して同法の趣旨にかなう活動を既に行ってきたところでございます。例えば、里山保全

活動においては、地元生産森林組合の事業に加えまして、市民や企業が参加し里山の整備や啓発事業、また間伐材利用促進などに成果を上げてきたところでございます。また、琵琶湖においては、漁業組合の活動に加えて、市民や企業の参加により散在ごみの収集や自然観察会、ヨシ群落保全などの活動、また各地の集落ではホタルの復活・保護活動等により河川の水質保全活動、また植樹などにより緑化推進など、各方面の活動が行われてきております。

今回、生物多様性保全活動促進法やこれに係る基本計画が国において施行されることは、こうした本市の環境保全に係る市民協働を主眼とした取り組みに対して支援の道が開かれたという意味では歓迎をしておりますが、国・県からは、これに関しての具体的な施策はこれから出されるという状況であります。本市においても、こうした環境基本計画における取り組みをさらに発展させていかなければならないと考えているところでありますので、国・県からこれに必要な具体的な施策が出されれば、市においても基本計画の作成、また協議会の設置について検討をしていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 矢野議員の3点目の地方自治体におけるPRE戦略の導入についてのご質問にお答えをいたします。

ご指摘のように、公有財産の適正な管理と効率的な運用が求められているところでございます。このために、本市では、PRE戦略の基礎的部分ともなります公有財産の現状を把握し一元管理することが必要ですので、平成20年度に公有財産管理システムを導入し、継続的に調査を行い、整理を進めております。また、現在、関係各課に公有財産についての調査を依頼するなど、公有財産の把握に努めておりまして、売却可能な資産が判明した段階で順次売却に向け事務を進めております。

まず、市が保有する公有財産の把握に努め、システムの構築、台帳の整備でございます、これをしてまいります。旧町時代のかなり古い過去に遡ることが相当ありますので、調査の優先度を見きわめながら集中的に取り組んでまいりたいと考えております。次の段階といたしまして、その中から普通財産を抽出し、売却を含めた利活用等を検討してまいります。PRE戦略につきましても、組織部門の壁を越えて全庁横断的に取り組む必要がありますので、公有財産の管理・運用の一つの手法といたしまして、今後PER戦略について調査・研究をしてまいりたいと考えております。

なお、市が保有するすべての公有財産が把握でき次第、整理をいたしまして、情報を発信してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○7番（矢野隆行君） それでは、ちょっと不備になっている部分を再質問させていただきます。先ほどから報告ございましたように、管理されている空き家等はまだいいんでございますけれども、放置され荒れ放題というところも見受けられまして、市民の皆様から不安な状況をもたらしている環境も、こういったのも明らかでございます。野洲市の環境条例の中で、こういった不安を除けるという話ではございます。先ほどの1点目でございますけど、本市といたしまして、こういった環境的に不安になっておる、市民が思っているこういったのにつきまして、こういった取り組みをこれからしていただけるのか、こういったのをちょっとお伺いさせていただきます。

2点目といたしましては介護施設でありますけれども、空き家を利用させていただきまして全体で12事業が開催されておりまして、今後もこういった取り組みが必要と思いますので、こういった有意義な取り組みの一つとして考えますので、こういったのをさらに充実していく必要がございますので、そういった意見に対しまして見解をお伺いさせていただきます。

自治会からの報告はないということでございますけれども、これはちょっと資料が古いとは思いますが、これは2003年度の野洲町のときの資料でございますけれども、K自治会からの、これは自治会長さんからの報告があるわけでございますけれども、これは自治会長に対しまして地域の7名の方からそういった空き家に対しまして苦情がございまして、何とかしてくれというお話でございまして、だから7名の方が自治会長に対しまして、その空き家に対しまして、例えばその空き家の方に対しまして2点ございまして、その空き家の庭内にございますけれども、ポプラの木がありまして、こういった伐採をして欲しいと。なぜならば、台風等によりまして、このポプラの木が倒れたら隣の家に倒れて危険である。さらには、このポプラの木の根っこが近所にまで侵入してきているとか、さらには2点目といたしましては、庭内にある段ボールが山積みされておる、こういったのが整理されておらないので防災上も大変であるという、こういう苦情をK自治会の自治会長さんに7名の方が申請されておりまして、これを野洲町のときでございましてけれども野洲町環境政策課に、これはだから8年前の実施でございましてけれども、問い合わせたと

ころ、Fさんからの回答であるかどうか聞きましたけど、現在のところ連絡、だからこの空き家の方に対しまして自治会長が連絡をとったのだけれども一向に連絡とれなくて、もう8年が経過してる状況で、いまだに通称ごみ屋敷とかいうことで、このK自治会ではなっておりまして、要するに8年間もほったらかし状態になっておるわけでございますけれども、こういったのに対しまして、先ほど野洲市生活環境を守る条例でこれは適正にいておるんじゃないかということをお伺いしましたけれども、この条例でいきますと、市民からの通報をするという条文がないのでございまして、私が提案しておるのは、これは質問の中にも問い合わせましたけれども、こういった管理不全な状態にある場合は、こういった空き家を認めるときには速やかに市民の皆様が情報を市のほうに提供すると、市のほうは早速それを聞いて、これを聞いたことによりまして、こういう実態調査をすることという手順が書いておるわけでございます。こういったのが施行されないのではないかとという認識で立っておりまして、こういった点につきましての市側の見解を求めます。

大体、環境のほうは以上でございます。

続きまして、地域連携の保全活動は、県から来たら何とかするというような全体的な話でありまして、私といたしましては、この条文にありましたように、三上山から琵琶湖まで、山、川、湖と本当に豊かなまちでありますので、この我が野洲市から自然保全活動を発信していく、こういった取り組みをしていかなければならないと冒頭に書いておりますので、国・県のこういった指令待ちではなくて、野洲市の取り組みといたしまして、野洲市モデルとして国・県へと言えるような、そういった施策を考えてほしいという考えをしておりますので、それに対します見解をお伺いさせていただきます。

あと、PREの戦略でございますけれども、今これから一生懸命やっているということでございますけれども、たちまち市民の皆様が気にされておりますのは、行革、この22年度、23年度で、例えば旧の中主町の給食センターとか、目立ってそういったところが市民の皆様から指摘されておるわけです。これからどうするのやということですね。そういったのを具体的にわかるようにしてほしいという、こういった声がありますので、例えば1年後2年後にはこういったふうにしていくとかいう具体的な話もして欲しいということで、今回こういったのも載せていただいたわけでございます。あと、全体的な話になるというPRE戦略につきましてでございますけれども、こういった計画をどう市としてこれから展開していくのか、そういったのも見解をお伺いさせていただきます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 矢野議員の再質問にお答えします。

まず、1点目、荒れ放題となっている土地の取り組みについての関係でございますが、今年度、22年度、23年度の市民からの苦情件数を申し上げましたが、生活環境を守り育てる条例の勧告をさせていただきましたところ、勧告によりまして、全ての土地の適正管理が行われたということでございますので、引き続きそういった指導はしていきたいと考えております。

また、空き家の介護施設の取り組みが必要で充実すべきだという意見がございました。確かに、市内12カ所で、調整区域で通所のそういう施設ができております。今後も住み慣れた土地で空き家が出た場合、そういった事業者につなげていくようなことをしていきたいというふうに考えております。

それともう一点、2003年、旧野洲町時代から荒れ放題になつてる空き家があるということでございます。それとあわせて、所沢市の空き家等の適正管理に関する条例を制定して、そういった部分の解消を図ってはどうかというご提言だったと思います。所沢市の条例で私どもの条例と違う部分は、市民の情報提供の部分と、その後、公表ですね。勧告があって、命令して、従わない場合は公表という手続を踏むスタイルになっております。ただ、残念ながら代位執行、行政がそういった荒れ放題の物件に対して代位執行できるような規定がございません。そうしたことから、私的財産、ポプラの木の話がございました。隣地へ伸びてきてたら、それぞれ財産権を侵しているということで、ある意味撤去等できるかもわかりませんが、敷地内に例えば段ボール等を置かれているものを行政として代位執行してきれいにするという事は現実不可能ではないかなというふうに考えております。

それ以降も、そういった高齢者とか、あるいは先進的な部分で管理ができてない土地もございます。今年度、パーソナルサポートサービス事業の中でケース会議等を持たせていただきまして、弁護士等を含めていろんな適正化が、環境面等で適正化が図れないか等、検討しているところでございますので、そういった中で適正化を図っていければなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 再質問の中で、三上山と琵琶湖を結ぶような本市の地の利を生かしたような、市から国・県へ発信するような施策は打てないのかという再質問で

あったと思います。先ほどご答弁をさせていただきましたように、既に環境基本計画に基づきまして、非常に誇れるような活動をそれぞれの方がやっただいておるところでございます。この点につきましては、それぞれにご承知おきをいただいております。こうした取り組みに対しまして、新たに法律に基づく考え方というか、新たな付加価値をつけるようなものを今の時点で果たすべきであろうかと考えますと、やっぱり今やっておられる活動をより一層伸ばせるものは伸ばしていくという考え方に立って現時点での取り組みを進めるべきであろうと。そうすることによって、矢野議員がおっしゃるような、誇れるような施策として、より一層活動が促進されるものとなろうと思えます。

そういったことから、新たに生物多様性の計画として位置づけてくるということになりますと、活動者の方にも非常に混乱を招くことにもなりかねません。そうしたことから、今やっただいております活動をより一層促進するような取り組みを進めてまいることが一番肝要と考えますので、現時点ではそういった取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 矢野議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど市木議員のご質問にもお答えいたしましたように、公有財産の管理システムを導入いたしまして、現在その調査等を進めておる段階でございます。24年度中の完了に向けまして、最優先にこれに取り組んでまいりたいというふうに思っております。その後の公有財産の管理運用につきましては、先ほども申し上げましたように、PRE戦略についても一つの手法として調査・研究を進めてまいりたいというふうに思います。その間、逐次、普通財産等不要な公共財産につきましては売却を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、先ほど、ご質問で一例を挙げていただきましたが、旧中主町の給食センターにつきましては、現在、今年度中に入札ができるよう事務を進めておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○7番（矢野隆行君） 再々でお願いいたします。

空き家対策でございますけれども、先ほど紹介いたしましたK自治会におきましても、

本当に、この7名の方もあきらめぎみなんですね。敷地には、まだまだ燃えるようなごみがたくさんございます。行政の方、見に行かれた方もおられるんじゃないかと思うんですけども、本当に調査へ行きましたけれども、大変これから秋に向かって枯れ葉とかが落ちますので、もしたばこ等でも捨てられたら大火事になる可能性があるわけがございますけれども、こういった対策につきまして、もう少し踏み込んだ対策はないものか、そういった点をお伺いさせていただきます。

あと、環境のほうは引き続き前向きに考えていただきたいと思います。

あと、PRE戦略でございますけれども、これはどの課でどういったふうにこれから進めていかれるのか、ちょっとぼやっとした答えでございますので。それは一体だれが責任を持ってこれからやっつけていかれるのか、こういった点もお伺いさせてもらって質問を終わらせていただきます。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 矢野議員の再々質問にお答えします。

いわゆるごみ屋敷と言われるところの抜本的な対策をお尋ねかと思えます。こうすればいいという名案はすぐに思いつかないんですけども、そういった適正管理が図れるよう、関係機関と連携をとりながら調査・研究していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 矢野議員の再々質問にお答えをいたします。

PRE戦略の取り組み部署的などところでございます。当然、不動産等の部門、また財政的な部門もありますので、総務の管財の部門、そして財政部門等で中心に進めてまいらなければならない、調査・研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。再開は、午前10時55分に再開いたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4号、第5番、内田聡史君。

○5番（内田聡史君） 災害時の情報伝達手段についての質問をさせていただきます。



災害発生時における市民への各種情報の伝達は、迅速かつ正確に行わなければなりません。また、行政には、それらの際に、情報提供、情報収集などを迅速に行う責務があります。本市においては、平成18年に防災行政無線を市内83カ所に設置し、有事の際に備えられております。防災行政無線は平成23年6月現在、近畿圏内で89.9%の整備率であり、滋賀は和歌山と並び、すべての自治体何らかの防災行政無線の整備をし、設置しております。

しかしながら、この防災行政無線ですが、大雨や台風などの際には屋内にいると聞こえない、聞き逃し、聞き間違い等もあります。それでは、個別受信機を全家庭に配布してはとなりますと、費用がかかり過ぎるという問題が発生します。そのような中で、現在注目されているのが緊急速報エリアメールというのがあります。

これは、NTTドコモのサービスの一つであり、緊急速報システム、エリアメールは、災害発生時の避難勧告の情報などを一斉配信するものであり、エリアメールは同社が市内に設置した基地局から送信するため、市民以外の通勤、通学者、買い物客、観光者、その他市内にいる受信可能者であれば受信可能な地域にいれば情報を受け取れるものであり、気象庁が配信する緊急地震速報や市が配信する災害・避難情報を、回線の混雑を受けずに配信できるものであります。

全国で、このエリアメールを導入している自治体は、東日本大震災前ですと全国で39市町村しかなかったのが、震災後から6月までで70市町村に増えており、現在もふえ続けております。これまでは、主に東海・四国など東南海・南海地震に備えた自治体が多く、関西では全く導入が進んできませんでした。しかしながら、和歌山県を皮切りに、兵庫県加古川市、伊丹市、姫路市などが相次いで導入されてきました。県内では、大津市と草津市が先ごろ導入し、大津市では先日の台風の際にこのメールを利用したということ聞いております。また、先行して導入されている市の話では、「防災行政無線で音声での情報伝達手段を確保できた。今後はエリアメールを利用した文字による伝達方法と併用していきたい」と言っておられます。

本市においても、琵琶湖西岸断層帯地震や南海・東南海地震が発生すれば大きな被害を受けるとシミュレーションされております。防災行政無線の整備は済んでおります。緊急時の情報伝達は迅速かつ的確に伝える必要があります、情報伝達手段は複数備える必要があると思います。本市でも、この緊急速報システム、エリアメールを導入すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 内田議員の災害時の情報伝達についてのご質問にお答えします。

ご提案いただきました緊急速報エリアメールは、配信エリア内の多数の携帯電話に対し、災害情報を配信することが可能です。これまで、情報の受け手側は無料、送り手側は有料でしたが、この7月から送り手側も無料になりましたことから、現在の防災行政無線、市メール配信サービスと並行してマニュアル化することで、緊急時情報伝達のツールとしての導入をいたしたいと考えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 内田議員。

○5番（内田聡史君） 私の質問は、導入してはどうかと言いまして、導入するとお答えいただきましたので、これ以上の質問はないわけなんですけど、提案を受け入れていただきましてありがとうございます。ですが、せっかくですので、ちょっとこの緊急エリアメールについての説明等を用意させていただいたのでさせていただきます。

県内の災害情報を知らせる、しらしがメールや本市の不審者情報メールなど、これは一たんメールを飛ばして登録しないとなりませんが、これは個別の携帯電話のメール登録を必要とせず、中継局なら範囲内でだれでも利用可能であります。そして、今答弁でもございましたが、利用者の受信料、使用料は無料、7月までですと大体月に約2万5000円程度の使用料がかかっておりましたのが、7月からは無料となっております。そして、余りメールを使うとその回線が込むのではないかと懸念もありますが、このメールシステムは回線の混雑が少なく、短時間で配信ができていきます。

そして、このサービスは、今現在ですとNTTドコモだけのサービスなんですけど、他社のauやソフトバンクも緊急地震速報を受信できるキャリアの拡大と、本年度中に全機種に近い形でこのキャリアを増やすということを決めておられますし、NTTドコモと同様にエリアメールの検討をされていくとのことでもあります。

また、平成20年11月以降に発売された機種は、購入時に自動エリアメール設定ができていますのでありますが、それ以前の機種は簡単な端末操作を行う必要がありますので、このエリアメール導入の際には、市の広報等で設定のやり方をわかりやすく載せていただけるような取り組みをしていただければと思っております。

費用もかかりませんし、手間もそんなにかからないということでもあります。このサービ

スがありますが、使わないことが一番いいんですが、有事の際に備えていただきますようお願い申し上げます、簡単明瞭な一般質問を終わらせていただきます。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第5号、第14番、丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） それでは、14番、丸山敬二です。私は、マニフェストロードマップの実績評価と今後の取り組みについてということで質問をさせていただきます。

野洲の元気と安心をつくるための市長マニフェスト、これでは21の政策と65の施策をマニフェストロードマップという形にして、平成21年4月1日に策定しております。そして、平成24年度末までの4年間の取り組みを具体的に示しております。そして、各部署においては、それに基づきましてそれぞれ事業を実施しており、途中段階での評価も公表されているところであります。

私がサラリーマンの現役時代に勤めていた会社では、TQCというものに取り組んでおりました。これは全社的品質管理と言われておりますけども、その中で私もいわゆる実務スタッフということで、自分の持ち場においていろんな改善というんですか、今回のことでしたら評価が中心になるんですけど、そういったところをやらせてもらっておりました。そういう目で見ますと、評価について、いろいろランクだとか基準とか、どういう評価をされたのかなというところで、いろいろ疑問点がありますので、その辺について幾つか質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点目ですけれども、平成20年の市長選挙のときにおきまして、後援会の方が、いわゆる後援会活動のリーフレットを配って、リーフレットの中に3つの大きいテーマがあるんですけども、その1つの「しっかり安全・安心」、この中に小中学校の完全耐震化というのが上げられておりました。マニフェストロードマップのほうの先ほど言いました中に、22年7月のところをまず見たんですけども、評価のところ、今の「もっとしっかり安全・安心」の中には上がってませんでした。評価してないのかなと思って、他のいわゆる小中学校に関する政策のところを見ますと、「もっと伸び伸び自由に」、この中の「子どもの生きる力と学ぶ力を伸ばす教育を進める」と、こういう施策の中の一つとして上がっておりました。この辺がもともと「しっかり安全・安心」というやつが、なぜ「伸び伸び自由に」のほうになったのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） ご質問の小中学校の耐震化についてでございますけども、選挙運動期間中の市長のマニフェストでは、大きな1番目の「もっと伸び伸び自由に」に

掲げられておりますので、これに基づいて評価をしたところでございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 要は、後援会活動のほうじゃなくて選挙期間中のだと、こういうことですね。その後、例えば21年4月13日の部長会の議事録の中でも、この耐震化の問題に触れてまして、野洲中学校三上何とか小学校の耐震化が必要となったと、安全確保のために、平成23年度工事完了を目指してやりますよということとか、広報「やす」にも、平成22年1月1日のところに、学校施設の耐震化診断と計画という中にも、そういったいわゆる安心・安全ということを書いているんですけど、ちょっとその辺が理解しにくい。整理の仕方として、まずいんではないかなと。せっかく市長が一番最初にやらないかんのはこれやと取り組んでいただいているのに、整理の仕方がなぜそこになったのかなという疑問があるんですけど。今の話でいきますと、選挙中のあれを受けてつくったということですので、これは何でこう書かしたか市長にお伺いしてよろしいですか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今の丸山議員のご質問にお答えいたしますが。

まず、そもそも論なんですけども、マニフェストとマニフェストロードマップの関係です。これはもう当初申し上げてますけども、マニフェストは私が選挙のときにお示しさせていただいたものです。ロードマップは市の文書です、具体的にどういう施策をするのかということで。これも当初申し上げたと思いますが、あんまり無理なことはやってません。市の総合計画を実現すると、既存の計画がありましたから、その中で私のマニフェストの実現の政策、施策になるものを再編成しております。そういうことで、まずはそういう前提になっているということ。

それと、いろんな施策というのは多面的な要素を持っておりますから、市の施策の中へおろしてくる場合に、どちらに振り分けたいというの、これはやはりもう一度市の中の議論があります。

それともう一つ、マニフェストは進化するといいますか、成長するマニフェストと言っております、何もがちがちに最初に言ったからと。精神、主張は変えてませんけれども、実現をするためにはどちらの側に重点を置いて面をとらえたいということがありますので、そういうことで。例えば、学校の耐震化というのは当然安全であることはそうですけども、子どもの育ちの場を確保するということから、どちらがいいという議論の中で位置づけが変わっている場合があります。これはほかの施策についても全く同様でありま

す。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。そういう理由で変えられたということですので、それではそういうふうに理解をしたいと思います。

そしたら、次に、21年度の評価を平成22年7月にしております。また、22年度上期の評価として、平成22年12月に評価して結果を公表しておりますけども、このパターンでいくなれば平成22年の下期があるのかなと、または22年度1年間の評価として7月ごろにあるのかなと思っておったんですけども、この評価はされておられません。されて公表してないのか、ちょっとわからないんですけど。これがなぜ、要は22年の下期または22年度全期について公表しなかったのかということをお聞きしたいと思います。

それと、続けて、その評価の中に、市民目線で評価するという言葉がありまして、この市民目線で評価ということが職員間で浸透してきたというふうには書かれているんですけど、その市民目線とは具体的にどういうことを言われるのかお伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） まず、1点目の今後の評価の関係でございますけども、マニフェストロードマップの実績評価につきましては、平成22年7月に平成21年度実績を公表した後に、平成22年12月に市長任期2年間の実績を公表したものでございます。その後につきましては、市長任期の平成20年10月を起点としまして、1年ごとの進捗を評価するように計画しております。このため、平成22年度下期は調査を実施しておりません。次回の評価は、平成23年11月に就任時から3年間の実績評価として実施を予定いたしております。

それから、次の、市民目線での評価の観点でございますけども。市民目線の評価の意味合いにつきましては、情報を公開せずに行う密室型の評価ではなくて、市民に情報を公開することによりまして、市民からのさまざまなご意見をいただくと期待をしております。その結果、職員の評価が市民目線の評価に近づくのではないかなという考え方に基づいて、このように記載をしております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。2問続いての質問やと、一問一答の通告を受けてますから、一つずつキャッチボールを。

丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。済みません。似たようなというか、簡単なのか

と思ってましたけども。評価のやり方についてはわかりました。要は、市長の就任をベースにやると、今度は11月に、今度3年間の分を行うと、こういうことでわかりました。

それでは、市民目線ということですが、密室でやってはいけないということで、市民の意見を聞きたいということですが、実際にはこの結果について市民からの意見というのはどういうふうに聞いたのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 市の広報誌、先ほどご紹介いただいたんですけども、こちらにも公表させていただいて市民のご意見をと思っておりますんですけども、実質的には市長への手紙等でのご意見はいただいております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。じゃ、密室というんですかね、そういう言葉ありましたけども、実際これを評価しているのを見てますと、市民目線というよりか、自己評価の上で何か自己満足しているようなところが非常に見受けられるんですけど。例えば、そういう市民目線ということでいけば、私の解釈では市民目線というのは、いわゆる市民の立場からそれを評価するというのか、そういうことではないかと思うんですけど、実際この評価について、市民に何かやっていただけるかと、募集してやるとかそういうやり方は今後はどうですか、考えませんか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 市役所が行います施策評価、いわゆる行政評価ではございませんので、市長のマニフェストの評価でございますので、現在、市民による外部評価のほうは考えておりませんので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） その評価という意味では、今の行政評価、その話、外部委託している分の話がありましたけども、やはりそんなにあまりかたいことを言わずに、今後は、やはり、「こういうようなのを出したけれども、どう思うんや」というのはきちっと私は聞いていただきたいなど。これ、評価を見て、やはり疑問に思っているところは非常にたくさんありますので、今後は、そういう本当の市民目線と言うのであれば市民も入れていただくと、いわゆる密室でなくて入れていただきたいと、やり方は幾らでもあると思います。

では、次のほうに、もう少し具体的な話で幾つかお聞きしたいと思います。評価の区分ですね、区分とかランクというんですか、A、B、Cで評価されておりますけど、こ

の辺のことについてお伺いをしたいと思います。

まず、平成22年7月の最初に評価したときに、ランクがA、B、Cとそれからーというところになっているんですね。今度、平成22年には、そのA、B、Cとーということに対して、Sというのが追加されています。やはり、施策に対して、やることを評価するのは、評価するたびにランクというか区分が変わるといのはおかしいので、この22年12月段階でしたか、なぜSというのがここで追加になったんですか、お伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 評価の区分につきましては、S評価を追加した点でございますけれども、21年度実績を公表した際に、事業の完了と進行中が見分けにくいとの指摘があったことから、S評価を設けまして、事業完了と着手済みで予定どおり進行が、よりわかりやすく評価できるよう区分を変更したものでございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 多分、今言われたことは最初に評価するときにわかっていると思うんです。だから、一番最初に22年7月に1回目の評価をやったときに、その辺をやっぱり、評価のやり方というのは、どう評価するかというのはきちっとやらんと後々に反映できないと。いわゆるPDCAサイクルを回すためには物差しをきちっとしとかんと、そのたびたびに物差しを変えたのでは、これはまずいと思います。百姓一揆が起こるものになると思いますから、最初に物差しをきちっと決めて、これではかるんやということをやっていたかかないかと思えます。

近隣のある市では、5段階に分けて評価してますね。Aというのは、今言われたような内容で、必要な取り組みを着実に実施し目標達成に向けて具体的な成果があらわれているものと、こうなっているんですね。今、単に結果が出たものがSやとなっておりますけど、この近隣のある市の分では5段階評価のAとしては、今言うたように必要な取り組みを着実に実施して具体的な成果がきちっと出ると、こういうふうになっていますね。あとのところも、やはりそういう全体を5つにそういうふう振ってやっています。

今言われたSが出てきたやつの例を一つお話ししますと、12月時点で評価した中では、総評のところに書いてあるんですけど、「もっと伸び伸び自由」、ここでは50事業のうち37事業、74%がS・A評価でしたと、こうなっているんですね。これを見たら物すごくできとるみたいですけど、実は37のうちのSが1つでAが36なんですよ。ここだけ

見たら、もうすごくできてるみたいに見えるんですね。ですから、そうじゃなくて、もつと最初から細かいあれはすべきだと思います。

この辺について、先ほどの話で、今度11月に3年間のが出るということですが、もう一回評価の基準を改めてそこで見直して、3年間のを私はすべきやと思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほどのを聞いてますと、私は柔軟にと。ですから、政策実現のためのということで余り、マニフェストは私のマニフェストですけど市の政策です。基本的には職員にできるだけ委ねて、みずから施策を組みかえたり立案したという形でロードマップの中に載せてます、財政的にも無理がないように。評価についても、私が設計するというよりは、まずは職員の中でどういう基準をしようということで、これがいいかどうか、まずできるだけ単純なほうがいいだろうということでそうやってまして。ただ、やりかけると、終わっているのか、進行中でも予定どおりで、いい評価をしていいのかどうかというのがあるので、この段階が出てきました。変えるのもやぶさかではないんですが、当初から設計しとかんといかん、途中から変えたらだめやおっしゃっているのと、今度変えるのかとおっしゃっている。ちょっとそのあたりが、変えていいとおっしゃっているのか、最初からの設計どおりで、もとのA、B、Cに戻れとおっしゃっているのか、そこがよくわからないので。変えていいのか、変えたらだめなのかがどうもわからないというので、そこをお答えいただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 今の市長の、変えるのか、もとに戻すのかという話ですけど。私は、市民にわかりやすくするためには変えて、5段階評価なりに変えて、要は3年間の実績として評価をしていただきたいと、こういうことで、それに対してやるんですか、やらないんですかとお伺いしたんです。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 丸山議員のほうから、次回3年目は変えるべきであるという結論だと思いますけども、これまで積み上げてきた中で、その途上で、できるだけ良くしていこうという考え方から評価区分を変えております。これが最善とは言いませんけども、現段階で、この直近の22年12月の評価で3年目の評価をさせていただきたいなというふうに思っております。



○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） やらないと、こういうことですね。それでええのかどうか、ちょっとまた議論ありますけども、それでは、次に行きます。

22年7月に評価したときに、4月にロードマップを作成した項目のうち3項目が評価をしてません。計画しているのに、なくなっているんですね。例えば、具体的に言いますと、「1-3 人権を守ります」の中の、保育等の充実による職業生活と家庭生活の両立の保障。それから、「6-3 税の使い方を透明にして、施策づくりの自由度を高めます」の中の、予算編成事務権限の主管部への移管。それから「12-2 学区コミセンの活動支援をします」の中の、地域事業提案制度の施行について。この3つですね、評価をせずにここで計画からなくなっております。これはなぜですか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 平成22年7月評価で評価していない項目があるとのご指摘でございますけども、このマニフェストロードマップについては、まず平成21年4月に市長マニフェストの具体的な事業を割り振ったロードマップを作成しまして、これに評価時点での個別事業の進捗状況の評価する形をとっております。この評価作業の中で、複数の部に共通する施策、または1つの施策が複数の事業に及ぶ場合などにつきましては、必要に応じて項目設定の見直しを行っております。このため、ロードマップ当初より項目の追加、または削除している場合がありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 何か部がまたがるところ、共通的なところがあるので削除したと、こういう理解でいいのかと思っておりますけども。それであれば、最初の計画のときに、やはりこれはこことこの部が同じことをやるんやというふうにすべきであって、その評価の段階で消すというのはおかしいです。それであれば、そこを評価して、その部としてはどうやったんやというのを評価して、次からは一緒なので同じ項目になるので一つにしますとか、そういうふうにすべきだと思います。同じことでも、部がまたがれば違うことをやるとははずなんですけど、その辺は、ここで余り突っ込んでも多分仕方ないと思うんですけど、その辺は最初から計画の段階からきちっとしておいてほしいと、するべきやと私は考えてます。

それから、同じようなことで、多分同じ答えが来るのではないかと思うんですけど。評価段階、2回評価しているんですけど、最初の計画に対して、1回目の22年7月と2回

目の22年12月、これで計画からの項目をずっと見ていきますと増減が結構ありまして、最終的には計画時から8項目増えていると。これは、なぜそういうふうになっているのかお伺いします。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 先ほどもお答えさせていただきましたように、評価作業の中で、複数の部に共通する施策、または一つの施策が複数の事業に及ぶ場合などについては、必要に応じて項目設定の見直しを行っているところでございます。このため、平成21年4月の当初ロードマップと各評価時点では項目の増減が出ております。ご指摘のとおりでございます。市民の皆様にはわかりやすい評価ができるよう、項目の整理とか評価区分の見直しを実施しているところでございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。先ほどの3項目削ったというところと同じようなことなんですけど。この辺はやっぱり市民にわかりやすく、継続性のあるものにして評価をしていただかんと、本当にどうやったのかというのが出てきません。その辺はひとつ今言われたようによろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次のところに行きますけれども、計画に基づいて事業を実施して評価をしていただいております。実際に、計画の段階で21年度の取り組み概要とかそこで書かれているんですけど、それについて評価というか、できてないのにできたような評価になっておるといような何かわかりにくいところがあるので、これはたくさんありました、私が見たところによると。2つ例を挙げますので、ちょっと説明を、なぜそういうふうになったのか、お願いをしたいと思います。

まず、1-1で、人権センターの機能見直しと効果的な啓発事業推進という中で、組織の見直し、それから人権啓発推進計画の策定、地区別懇談会を効果的な懇談となるようシステム上の改革を実施すると、こういうふうに取り組みの概要の中に挙げられているんですね。実際、実施できたのは組織機能の見直しだけであって、あとの2つはできてないのに、なぜA評価となっているのか、これをお願いします。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 丸山議員の例1についてのご質問にお答えをいたします。

人権情報センターの機能見直しについては、そもそも平成21年度に財政集中改革プランに伴う措置機能の見直しにより、22年5月に総合センターの2階に人権サービス推進

課と人権教育課、人権情報センターの3所属が配置され、市長部局と教育委員会部局の人権関係が同じフロアに位置することで、いわゆる機能統合による組織での横の連携を向上したものと考えております。このような経過のもとで、人権情報センターの機能見直しについては、本年3月議会で人権センター設置条例の際にもご説明申し上げておりますが、人権情報センターを廃止し、その業務は教育委員会の人権教育課に移行して、人権に関する情報収集や発信機能、調査研究の成果を人権啓発や人権教育に関する企画立案する部分と統合して、迅速な連動と効果を期待したものでございます。

なお、新たな人権センターについては、相談業務の充実のための相談指導員の配置をし、さまざまな人権相談を一元的に対応し、人権擁護委員、人権擁護推進員などの連携強化を目指したものでございます。

また、効果的な懇談の場となるようシステム改革の件についてでございますが、御存じのように市民が主体的となり、人権尊重の地域づくりを目指して地区別懇談会が行われているところでございます。一部にマンネリ化しているという声もございましたが、地区別懇談会の今後のあり方について、自治会長及び行政地区懇推進班員を対象にアンケート調査を実施し、いろいろと貴重なご意見をいただきました。その結果を踏まえまして、より市民の主体性を高め、効果的な懇談の場となるよう進めてきたところでございます。そうしたことから総合的に判断し、評価としたことでございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 実施したところには、そういうふうには書かれてないと思うんですけど。特に、ちょっと言いました人権啓発推進計画の策定というやつについては、22年12月のところでは、人権啓発計画の策定については人権尊重のまちづくり基本計画で代替すると書いてあるんですよ。こんなのがAになるんですか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 人権啓発指針の策定についてでございますが、人権尊重のまちづくり基本計画の中で、基本的な啓発の方向性や内容を定めて示しておりますので、新たな指針をつくることより、基本計画に定めている啓発の内容を遂行することで目的を達成できるものと考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） あんまりそこまで言われるのであれば。それだったら最初から

わかってたのではないのでしょうか、計画の段階で。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） どうも何か行き違いがあるようなので。済みません。先に、もう一回反問できますね。

○議長（立入三千男君） ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 私もマニフェストなりロードマップを策定して、その進捗状況は公開してますので、ぜひ積極的なご意見を賜るのはありがたいんですが、評価の基準というのは絶対的なものはありませんから、さっき申し上げたように、とりあえずはなるべく単純にということ動いてます。

まず丸山議員として、私は今度で2年何カ月、ほぼ3年たちました、職員とともに一生懸命やってきましたけども相対的にどう評価をいただいているのか、その細かいことより、例えば、後でご質問に答えようと思ってますけども、総合的にまずどう評価された上でこの質問をされているのかをまず言っていただいたほうが話が早いかなと。全然物になってないと言うのか、8割ぐらいいっていると考えているのか、そのあたりをまずお示しいただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） ただいまの反問に対する発言を。

丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。

最後に市長にその辺というか、計画をお伺いするときに言おうと思ってたんですけど。これは確かに、ほぼよくやっていただいているんですけど、ただ評価の仕方として、ちょっとおかしいのではないかなということ、私は評価の仕方をこうしてほしいというのが趣旨です。ですけど、今みたいにあんまり食い下がられると、私は個々のことについてどうやこうやとあんまり言う気はなかったんです、もともと。素直に、わかったと、こうするわということ期待しとったんです。それがいいから、あんまりやるからね、そういうこと言ったんで。私は決して市長の、これはおかしいやないか、間違ってるやないかとか、そういうつもりではございません。やっぱり評価というのは、市長もおっしゃったようにこれが絶対的なものではないですから、そういう意味では、もう少し幅を持ってやったほうがええのではないかなということ、このことについてどうこう言うあれではない

です、やったことについてはね。それであれば、当然、今までの議会の中で私が発言します。ということで、やり方について、こういうのをわかってほしいなど、そういう意味で質問をしております。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） それでは、先ほどのご質問にお答えをします。

指針という策定の課題がもう既に存在してました。ですから、私の問題意識は、同和行政を変えようと、具体的に言えば地区懇もやめようとはっきり言ってました。そういう前提の中で職員に投げかけて、何をするかと。その中で指針というのをつくろうとなっていたので、まずロードマップの中に入っていました。ただ、議論をすれば、もうそれは既に既存の人権尊重のまちづくり基本計画でいいのではないかということで落ち着いたので、こうなってます。それは言われれば、当初から、最初からこれにひっつけるとなったらいいわけですが、当初から指針という課題設定がされていたので、とりあえずそれをマニフェストのロードマップに乗せた上で作業を始めたら、中身を見れば、もう何もわざわざ仕事をしなくても計画があるのではないかということでしたので、これはある意味で指針という課題は達成されているので、こういう評価になっているということです。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） はい、わかりました。じゃ、次に行かせてもらいます。

10-3の国・県道整備の促進という中の8号線バイパスの整備で、早期着手と大津湖南幹線関係機関との協議及び事業促進活動の項目があるんですけども、この中で、22年7月時点の評価ではBになってます。8号線の地元交渉を行ったと、大津湖南のほうには触れてないんですけども、なぜここでBになったのかなど。今度は、12月の評価を見ると、交渉に行き詰まったんか何かわからないんですけど、評価から外れていると。この辺は何で評価から外したのかお伺いします。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、国道8号バイパスの件でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

国道8号バイパス整備事業につきましては、国が主体となり進める事業でございます、市としては国と共同開催する地元説明会に出席をいたしまして、国等への橋渡しをしているところでございます。丸山議員が指摘されております、平成22年7月評価はBでなくCであると言われておりますが、この段階においては、事業着手はしたが予定どおりに進

行していないものとしてB評価になったものでございます。ちなみに、評価Cにつきましては、事業着手時期を過ぎてもなお着手できていないものと定めております。したがって、C評価ではないと判断したものでございます。

次に、今回、平成22年度12月評価では中止扱いになっているとのことでございますが、これにつきましては、冒頭申し上げましたように、国が主体となる事業でありますことから評価の対象外としたものでございますが、今後は地元自治会等との協議説明をより積極的に進める必要があると考えておりますので、再度評価の対象としてまいりたいというように考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 前段の話は、一つの、ちょっと湖南幹線のことに触れてないということもあるんですけど、これは先ほども一緒ですけども。それから、評価から外していることについて、これは大変難しく、国のほうがやっているということもあって難しいところもあるかもしれませんが、先ほども言ったかもしれませんが、評価しなければいけない段階では評価しないかと、して、ここに問題があるとか、これはもうどうしても評価できへんのやと、だから次回の評価からは外しますよとか、やはり評価をやるというたら、そこで一回評価しなければいけないと、私はこのように思ってます。そうしないと。そういったやつはほかにもあるんですね、たまたま今の国道8号線のやつで話しましたけども、ほかにもそんなのがあります。だから、評価するときには評価して、これはこういう理由でもうできないんやとか、こういう理由で次回からはこの項目を外しますよとか、やはりそういうふうにするべきではないかなと、このように思います。

一応この辺までで、お伺いしたいところはあるんですけど、全体的に、ほかにも例えばこの評価の中で取り組みの結果による今後の課題というところがあります。課題も、課題を書いてくれているんですけど、その課題に対して次どうするんやというのが書かれてないんですね。やっぱりその辺はきちっとやってもらわんと、いわゆるPDCAサイクル、そこでチェックしたやつが次のアクションにつながってないと。次の評価来たときにどうしようかというて、そこで外してみたり、何かなったところがあるんで、やはり市民にわかりやすい、そういった一連のストーリーを持って評価なりをやってほしいと、そしてPDCAサイクルを回してほしいと、そういうことを私は思ってます。

最後に、市長にお伺いするんですけども、今度就任3年目の評価を考えているということですけども、私としては今までお話ししたようなことで評価を見直して、先ほど市長

も、いわゆる簡潔というんですか、そういう形での評価という話でしたので、ここに書かれている文章も簡潔に書いてほしいなど。何かだらだら書いてきているけども、その辺はやっぱり簡潔に整理していただきたいということで、市長に、ちょっと私がお話しさせていただいたようなことを踏まえて、私が先ほど言いましたように、11月には評価してほしいと、こういうように思っておりますけども、それに対して市長はどういうふうにやっていたりするのか。そして、残りのもともとのロードマップは24年度までになってますが、24年度に向けての取り組み、これについてもどのようにされていかれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご質問ありがとうございます。

まず、次の評価ですけども、できるだけ継続性は必要ですが、その時点で背景も、過去の評価もわかるような情報をつけ加えれば、丸山議員ご提案のように評価の基準を一定改善することも可能ですから、要するに市民の方あるいは議員の方にわかりやすく評価いただけるというのが主眼ですから、そこは最大限工夫をしたいですし、市民の方の意見を聞く機会も、これはロードマップへの意見ですから、市として持てれば持ちたいと思っております。ただ、これまでも予算ですとかいろんな課題をすべて市民懇談会、市民説明会を開きながらやっています。もう今からになると懐かしい思い出ですけど、都市計画税も、あれほど職員と一緒に説明に回ったと、それも単に都市計画税の問題じゃなしに市政のあり方をすべて踏まえながらの議論をしていただいたということですから、マニフェストのロードマップとしての会議は持ってませんが、実質的にはそういう場でいろんなご評価もいただいているんだろうというふうに思います。ただ、ロードマップについて、予算の公表と絡めてになるかもわかりませんが、広く意見をお聞かせいただける機会を持ちたいと思っております。

それと、24年度に関しましては、まずはやはりその評価をして予算の編成にどうつなげるかということでありまして、4年間の実績というところ、どこでおさめるのか、なかなか難しいので、11月の後の評価をいつどういう形で行うかについては今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。ありがとうございます。その辺、私ちょっと期待しておりましたので、よろしくお願いします。

特に、今市長のおっしゃっている情報公開と透明性ということの中で、この途中で書かれていた分でも、懸案事項についてのことやとか、中でも今市長の言われたそれぞれの部門の事業の中で反映させているとか、予算のときに反映しているとかいうて言われてるんですけど、今市長が言われたような、それをこっちはっきりとわかるようにしていただきたいなということをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午前 11時45分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、通告第6号、第13番、中島一雄君。

○13番（中島一雄君） 第13番、中島一雄でございます。私は、国旗・国家問題と教科書採択についてお伺いさせていただきます。

平成11年に国旗及び国家に関する法律が制定されて以来、ことし8月で12年が経過いたしました。同法第1条には、国旗は日章旗とする、第2条には、国家は君が代とすると明記されております。国旗と国家は、いずれの国でも国家の象徴として大切に扱われるものであり、国家にとってなくてはならないものであります。法制化の趣旨は、学校教育においても国旗と国家に対する正しい理解が促進され、我が国のみならず他国の国旗と国家についても尊重する教育が適切に行われることを通じて、次代を担う子どもたちが国際社会で必要とされるマナーを身につけ、尊重される日本人として成長することを期待したものであります。

しかし、残念なことに全国の公立学校現場において、この国家の象徴に対する不敬な対応の実態がいまだに散見されております。教育現場において、神聖であるべき式典の冒瀆とする行為は断じて容認できるものではなく、その結果は、前述した法制化の趣旨が達成されないばかりか、子どもたちの愛国心の涵養をも阻害することになると危惧するものであります。

こうした状況の中であって、国旗・国家訴訟上告審で、公立学校での式典における日の丸掲揚、君が代斉唱について、去る5月30日合憲判決が出されております。また、マスコミ等で報道されて皆様方も御存じだと思いますが、6月3日には国旗掲揚国家斉唱条例が大阪府議会で可決されたことは、今後の教育正常化に向けた弾みになると期待しているところであります。



次に、国旗・国家への対応とあわせて子どもたちの健全な育成に重大な影響を持つのが教科書であります。

新しい教育基本法と学校指導要領のもとで編集され、ことしの文部省検定を通過しました中学校の歴史と公民の教科書はそれぞれ7冊であります。公立中学校で来年4月からいずれの教科書を使用するかは、この7、8月に各地域の教育委員会が決定しているところであります。

しかし、文部省の検定を合格した教科書とはいえ、歴史教科書に視点を当ててその記述を検証すると、各社によって歴史認識の著しい格差があります。いかに良書を子どもたちに提供するかは、教育委員会に課せられた責任であり課題であります。その責任は、一度採択されますと4年間同じ教科書を使用することになることから、極めて重大であると言えます。

ちなみに、ことし7月下旬のある全国紙によりますと、日本青年会議所が全国の高校生400人を対象に、地図を示して日本の国境線を描かせる調査を実施したところ、正解者は2%にも満たない、わずか7人であったと報道されました。まさに由々しき事態であります。これは、教科書検定に際して自国の正しい歴史教育より近隣諸国の意向に迎合することを優先し、また領土問題に対しては事なかれ主義を続ける政府の責任は重大ですが、同時に、偏向教科書は学校現場から淘汰すべき義務を負うはずの教育委員会の怠慢に対する警鐘でもあります。

私は、教科書採択の基本は教育基本法の理念を体現している教科書であること、子どもたちにとって最も重要な教科書は何かという教育的視点だと確信しております。

3月の東日本大震災直後、被災地取材した外国人ジャーナリストは、日本人の忍耐力の強さ、道徳心の高さ、冷静さに驚嘆し、絶賛の記事を各国に配信したと報じられております。この忍耐力の強さ、道徳心の高さは日本人の美德であり、長い歴史・文化の中で培われたものであります。今、日本人はこの誇り高い歴史に目を覚まし、正しいことを正しくと教える矜持が必要ではないでしょうか。

そこで、以下の4点についてお伺いいたします。

1点目は、教育現場における国旗掲揚、国家斉唱に対してどのような認識をお持ちか、お尋ねします。

2点目、野洲市内小中学校での国旗掲揚、国家斉唱の実態について。

3番目、不適切な実態を確認した場合の対処、指導方針について。

4番目、歴史、公民、教科書の採択に当たって、採択の理念は。

以上について伺います。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまの中島議員のご質問についてお答えをいたします。

まず、1点目ですが、教育現場における国旗掲揚並びに国歌斉唱は、国旗・国歌を尊重する子どもたちの育成に向けて最も重要な取り組みであり、公教育をあずかる教育現場にあっては、当然の責務であると認識をしております。

市内の小中学校におきましては、学習指導要領に基づいて、国民としての資質を培うため国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するように指導をしているところでございます。

次に、第2点目ですが、市内小中学校では、国旗掲揚並びに国歌斉唱について適切に取り組んでおります。入学式及び卒業式においては、学習指導要領に示すように国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱しております。また、国旗については、運動会や体育祭などの学校行事で掲揚するとともに、校舎屋上や運動場、あるいは体育館ステージ正面など、学校により掲揚の場所は異なりますが、全小中学校で常時掲揚をしております。

次に、第3点目ですが、先に申し上げましたとおり、市内小中学校では、国旗・国歌について適切に指導をしております。しかし、仮に今後、国旗・国歌の取り扱いに関して不適切な実態を確認した場合は、学習指導要領に基づく指導を強く求め、直ちに実態の是正を行います。

最後に、第4点目ですが、歴史、公民の教科書採択に当たっては、さまざまな資料に基づいて多面的・多角的に考察をすることや、公民としての基礎的教養を培うことにより、生きる力を育むことが重要であるという視点に立ちまして、野洲市の子どもたちの実態に即して適切有効なものを採択することが望ましいと考えます。また、その他の教科を含め、教科書採択に当たっては、教職員による調査結果や保護者代表の意見などを十分に考慮し、教育委員会がその独自性を発揮することが重要であると認識をしております。

以上、中島議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 中島議員。

○13番（中島一雄君） 再質問をさせていただきます。

今お答えいただきました、そのことを確実に着実に守っていただきたいことを申し上げます。

それでは、再質問をさせていただきます。

ことし文部省の検定を合格した教科書の中に驚くべき記述があるということ、このような教科書が野洲市内の公立学校で使用されることがないことを願いながら、要点を紹介したいと思います。琉球王国は清との間に朝貢関係を築き、清を宗主国として繁栄してきたのに、薩摩藩の侵攻や日本政府が軍隊の力を背景に琉球の人々の反対を押さえつけて無理やり日本に編入したということでもあります。この教科書で学んだ子どもたちは、沖縄は中国のものだと理解するのではないのでしょうか。

また、かつて内閣府が、日本、中国、アメリカの子どもたちを対象に青少年の意識調査を行っております。ここで、「あなたたちは自分の国のために何かしたいことを考えていますか」という問いに対して、「はい」と答えた日本の子どもたちは、残念ながら50%に満たなかったということがございます。中国やアメリカは、80%以上が「はい」と答えております。さらに、「あなたは自分に自信を持っていますか」という問いに対しして、中国やアメリカの子どもたちは80%近くが「はい」と答えておりますが、一方、日本の子どもたちは50%を切っております。これは日本の歴史や外国とのかかわりを正しく教えられなかった結果、日本のために尽くそうと思わないようになったのだと考えられます。日本人として自分の国の文化や伝統に自信を持たなければ、自分自身に対する自信をも芽生えることはありません。

再度申し上げますと、ことしの歴史、公民の教科書はそれぞれ7冊であったと思います。どの教科書を採択するかは各地区において歴史観、価値観の違い、また地域の独自性にも左右されると思いますが、その根本は教育基本法の理念を体現している教科書でなければなりません。その上で、多様な価値観を認めることが必要だと思います。

しかし、全国の採択状況を見ていますと、特定のイデオロギーが支配し、事なかれ主義が貫かれていると言わざるを得ません。それは横浜市で採択された育鵬社の歴史教科書をめぐる一連の妨害、批判を見ると明らかであります。

また、野洲市が属する滋賀県の第2採択地区は、湖南地区の6市で構成されていると思います。この6市の人口は滋賀県全体の約33%であります。当然ながら、一度採択されますと、今後4年間、滋賀県の3分の1の子どもたちが同じ教科書を使うことになります。そこで、野洲市で、採択区域で使用する歴史、公民教科書の採択年次ごとの会社別の採択率と、ことしの採択に際して各社の教科書に対する評価はどのような内容だったかについてお伺いいたします。

また、広域化の弊害を排除するために採択地区の細分化が必要ではないかと思いますが、

見解をお伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 中島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

最後にございました年次別の教科書の採択の状況、あるいはその趣旨につきましては、現在手持ちの資料がございませんので、お答えをすることができません。

それから、広域採択を小さな区域で採択をとということでございますが、これにつきましても、いろいろと論議があろうかと思いますが、今現在は湖南4市、甲賀2市の6市の採択の第2採択地域ということを形成しておりますが、こういった形が望ましいというふうに考えております。

お答えをさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 中島議員。

○13番（中島一雄君） 今のお答えに対しては、また後ほどお伝え願いたいと思います。結果が出れば、お伝え願いたいと思います。確認はしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

いろいろと、これは産経新聞ですけれども、君が代斉唱の不起立情報収集の違法、いわゆる裁判諸般で教職員の請求棄却ですね、横浜地裁、すべてがですね、これは神奈川県教育委員会が県立高校の卒業式と入学式で君が代斉唱時に起立しなかった教職員の氏名を収集して、県個人情報文字どおり違反しているということで、教職員ら27人が県を相手に個人情報の破棄として1人100万円の慰謝料支払いなどを求めた訴訟の判決であります。横浜地裁は31日に教職員側の請求を棄却する判例が出ております。このことも、ちょっと申し伝えておきたいと思います。

それでは、来年4月からは野洲市内で使用される中学校の歴史教科書に、私が先ほど紹介した琉球王国に関する記述の有無についてお尋ねして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 中島議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げました社会科の年次別の教科書、それからその採択理由等につきましては、後ほどまた資料としてお渡しいたしたいと思います。

そして、今、教科書にございます琉球王国の記述についてでございますが、7冊の教科書が文部省の検定を通った教科書でございますので、私がここでそれについての見解を述

べることにつきましては控えさせていただきたいと思います。お許してください。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第7号、第4番、高橋繁夫君。

○4番（高橋繁夫君） 4番、高橋繁夫でございます。

それでは、篠原小学校校舎改築工事の遅延問題と対応について。篠原小学校校舎の改築工事は、児童生徒はもちろん、保護者の皆さんの期待は大きく、特に在校生は新しい校舎で勉強することを楽しみにし、希望を持っていたと思います。

ところが、今回、このような工事の状況を知らされ、また現状を視察したとき、啞然としました。といいますのも、現状は余りにも初歩的なミスといいますか、施工不良であったからであります。

そこで、この工事について幾つかの質問をさせていただきます。理事者側におかれましては的確でわかりやすいご答弁をお願いいたします。

さて、私も6月14日に文教福祉常任委員会の現場視察において、鉄筋がむき出しになっている箇所を確認し、これは施工不良ではなく、施工能力が不足しているのではないかと疑いたくなります。

まず、今回の入札の審査状況をお伺いいたします。またあわせて、工事監理業務の入札状況をお伺いいたします。

次に、今回ジャンカと呼ばれる施工ミスの発覚はどのような形で業者から教育委員会に報告されたのか、また工事関係、特に現場での監理はどのように行っていたのかを伺います。

次に、現在この工事について検討委員会を設置され、いろいろな角度から検討されておられますが、現在の委員会の状況を伺うものでございます。学校などの教育施設は、今後30年、40年と私たちの孫、ひ孫が日々勉強にいそしむ場所でもあります。最後に、インターネットで調べてみますと、福岡県筑後市の公共施設であります温泉施設では、施工不良が発覚して建てかえた事例もありますが、こういった事例、筑后市側の対応も含めて、今後の委員会の方向性を伺うものであります。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） それでは、高橋議員の篠原小学校の校舎改築工事の遅延問題と対応についてお答えを申し上げます。

篠原小学校校舎改築工事につきましては、本年5月20日にコンクリート打設の施工不

良が発生したことから、現在新校舎建設工事の大幅なおくれにより、保護者の皆様、また児童の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。

さて、篠原小学校校舎改築工事の入札方法につきましては、平成21年度に定めました入札等制度改革基本方針に従い、工事予定価格が1億円以上であったことから、一般競争入札といたしました。

一般競争入札の参加条件としまして、滋賀県に本店を有し、市内建築一式工事A区分に格付けされている市内業者、または建築一式工事に係る経営事項審査・総合評定値が900点以上の業者としております。また、工事实績の条件として、過去15年以内で延べ面積が1,000平方メートル以上の公共施設で鉄筋コンクリートづくり、もしくは鉄骨づくりの構造物の建築工事を単体で施工した実績を有することとしております。さらに、専任技術者の資格としては、一級建築士または一級建築施工管理技士の資格取得後それぞれ10年以上経過している者で、かつ監理技術者資格を有している技術者を有する業者としております。

以上の条件をもとに、入札参加申請のあった参加者を審査し、資格確認の結果、23社による入札となりました。

また、篠原小学校校舎改築工事監理業務委託の入札につきましては、指名競争入札を行っております。業者選定につきましては、一級建築士を有することを条件として市内業者4社、及び近隣の守山・栗東市内の5社をあわせた9社を選定し、野洲市建設工事等契約審査会で審査し、入札参加者を決定しております。

次に、教育委員会への報告状況であります。5月19日にコンクリートの型枠が外されたときに、工事監理者から「2階の躯体の多くにジャンカが発生した」との市担当職員への連絡があり、翌20日、市の職員が現場を確認したものでございます。

次に、現場監理の実施状況につきましては、当日、現場で受け入れた際におけるコンクリートの品質につきましては異常がなかったものを監理者において確認をされております。しかし、コンクリートの打設段階での重要な作業である型枠内のコンクリートを均一に締め固めるためのバイブレーター作業と、型枠のたたき作業の指示、監督が適正に行われていなかったものと考えております。

次に、現在の対策検討委員会の状況につきましては、これまで2回開催をしております。1回目は、7月15日に委員長の選出、または委員会運営内容の確認などを行いました。その後、コンクリート打設不良の原因に係る議論及び追加調査実施の必要性などについて

検討がされました。2回目は、8月13日で、前回で出されました課題などについての確認と整理及び野洲市が考える改善対策方針、また現地調査の結果報告と分析、評価など、さらには請負業者からも対策案が出され、これらについても議論をいただきました。

なお、委員会は原則公開としておりまして、1回目には20名を超える市民の方が傍聴されました。2回目は、委員の方々から専門的な観点からという意味もございまして、非公開として進めました。

次に、今後の委員会の方向性でございますが、これまでの委員会での検討、議論をもとに本日3回目を開催しておりますが、委員会としての改善対策案というものを取りまとめていただけたらと思っております。市では、これを受けまして、市としての最終的な改善策というものを決定してまいりたいと考えております。できるだけ早期に事業がかかるといことも踏まえまして、今後進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（立入三千男君） 高橋議員。

○4番（高橋繁夫君） 答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

篠原小学校校舎改築工事については、一般競争入札により23社で決定をされ、また監理業務については9社の指名入札により決定されたとの答弁を受けました。

この篠原小学校の校舎改築については、まずエレベーター設計の不整合がありました。この件については、大変失礼な言い方ですが、素人が見てもわかる寸法の違いによるイーミスが発生しております。この不整合の案件で、篠原小学校生徒の保護者の方々に不安が広がりました。現在、この案件については和解のあっせん及び仲裁の申し立てがされており、その成り行きを私なりに見守りたいと思います。

私には、地元市会議員の立場でありますので、いろんな情報や話が舞い込んできます。その中に、2階のスラブが落下したという案件も舞い込んできました。そして、その次に、ジャンカが発生したというものでした。こういった案件が次から次に発生したことにより、篠原学区の保護者並びに学区民は不安になり、工事関係者やら教育委員会などを信用できなくなったのであります。

本来ですと、校舎が2学期で完成し、新しい校舎で授業が受けられることを児童は楽しみにしておりました。また、保護者や学区民は、耐震化された校舎で安心して児童たちが学ぶことがようやくかなったと喜んでいる状況だったはずでした。その期待を裏切ったこ

とは反省していただきたいと心から思っております。

まず再質問の1点目ですが、検討委員会では原則公開されているという答弁でしたが、一部非公開にされております。現在の野洲市の基本方針の中で、この公開に関する施策については滋賀県でもトップを走っているつもりと私なりに思っています。その野洲市が非公開にされた理由をお尋ねします。

よろしくご答弁のほどを。

○議長（立入三千男君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 高橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

委員会の非公開につきましては、今回の改修工事の対策の内容が、それぞれの委員の方からそれぞれ専門的な分野の中で自由な発言をいただこうと、一人一人の発言が今回の改修工事にかかなりの影響を及ぼすということもありまして、公開できるものとできないものということで、特に委員から、それぞれの学術的な見地から自由に発言をしていきたいという中で、市民の方にそのことで、それぞれ委員にいろんな意味のプレッシャーというのかそういう部分がかかるとか、今後の責任の部分についても、基本的にはこの委員会では問わないということですが、その部分が委員として危惧をされましたので、できるだけ公開というのは原則にしておりますけれども、委員のご希望も沿った中で、公開、非公開とこのを判断しながら進めておるといことでございます。

以上です。

○議長（立入三千男君） 高橋議員。

○4番（高橋繁夫君） それでは、次に、コンクリート打設不良に関して、野洲市が考える改善対策方針と請負業者からも対策案が出され議論がされています。

私が聞きたいのは、この野洲市と業者の対策案が対立する場合どうなるのか、裁判になるのか、そうすると長引く可能性が高くなります。私は、できるだけ早期に、しかも建物を安全に使用できることを望むものでありますが、答弁を求めます。

○議長（立入三千男君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

野洲市としましては、対策方針ということで第2回の委員会から議論が多種多様にわたる可能性があるので一定限、委員の意見を踏まえて方向性を示してほしいということで、方向づけをさせていただきました。ここでは、基本的には現存のジャンカを取り除いて、建設省で定める補修マニュアルの部分でやるという部分と、補強でやっていくということ



と、ある意味では部分解体、それでいかなければ全部1、2階解体と、こういう4案を示させていただきます。

現在、1回目、2回目につきましては躯体の基本調査もありましたので、これを踏まえて、きょう、お答え、何らかの方向づけをいただけるということですが。それに対しまして、建設業者というのは、6月、ジャンカが発生しまして、引き続いて建設業者独自で非破壊の診断を調査されて、建設業者は業者なりに検討をされて進んでおります。今回、建設業者もご理解をいただいて、この検討委員会でやろうということになります。

議員おっしゃるように、最終的には委員会の答えをもって一定の市の判断をさせていただきます。それを踏まえて、業者と、この工法についてどうかということでも話し合いをするということになると思います。業者が、その部分について、本来業者が考える工法と違うということになった場合につきましては、例えば県の紛争審査会に行くのか、今言っています訴訟的な形になるのかというのは、今のところちょっと判断がつかないのですが、可能な限り、本来は安全性を確保しつつ早期に校舎が完成するということが第一だと考えておりますので、現時点ではいろんなことは考えられるんですけど、まずは建設委員会の答えを待って、誠心誠意業者と話し合いを持っていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第8号、第1番、太田健一君。

○1番（太田健一君） 1番、太田健一です。よろしくお願いします。

では、1番目に、コミセン使用料の減免見直しについて質問したいと思います。

来年、24年4月からコミュニティセンターの利用料の減免見直しが行われる計画が進められていますが、その対象となる利用団体とそのほかの団体の数を、まずお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 対象となる利用団体とその他の団体の数でございますが、対象となります利用団体は、各コミセンに登録団体として登録されている120団体であり、その他の団体数は815団体であります。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） この120団体が利用料無料の減免をされているということだと思いますけど、2番目に、利用料が減免されているこの団体の登録の基準というのをお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 登録の基準につきましては、市内の活動団体が会員の9割以上が市民で、かつ会員数が10人以上の団体で、活動の成果を地域で役立てる取り組みを行っていること。また、コミセンだより、コミセンのつどいなどにおいて団体の活動の紹介に努め、新規入会者の増加に努力し、また人権問題に関する学習を年1回以上実施していることが基準です。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 減免の詳細をお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 登録団体の減免の詳細につきましては、ホールや会議室の使用料につきまして、全額100%減免を行っておりまして、登録団体の基準に達しない市内の団体、228団体ですが、それにつきましては半額50%の減免です。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 今回の減免見直しの内容というのはどれぐらいのものを検討されているか、お聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 減免の見直しの方向性につきましては、昨年度から検討を始め、その概要について本年度の登録団体の登録時に説明を行っております。

使用料については、無料ではなく応分の負担をするほうがよいというような意見も聞いておりますが、体操など大ホールのみを使用される団体は負担が大きくなることを心配される声をいただいておりますので、配慮を検討いたしたいと思っております。

具体的な減免基準でございますが、登録団体が、月4回午後の部に会議室を使用されている場合を想定しますと月に700円の負担増となり、月4回夜間の部に大ホールを利用されている場合は4,500円の負担増となる状況でございます。大ホールの使用料につきましては軽減策を検討したいと考えております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 減免見直しの件に対しては、先ほどのご答弁の中では、ことしの4月の時点で告知しているということでしたが、それに対しての声、応分の負担はよいという声もあると、大ホールを利用している団体は負担が大きくなるという声だったと。その割合的には、賛否両論だと思いますけど、大体でいいのでお聞かせ願えますか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 基本的に、登録団体の利用をされているのは会議室が多いわけございまして、体操あるいは太鼓等を利用されているのは大ホールということで、割合的には会議室利用が多い状況です。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） その中で、声が出ている中で、見直して負担がちょっとふえるということに対しての声の割合は。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 負担がふえるという声の大きいほうは、大ホールの利用をされている登録団体の方のほうが多うございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 私自身が聞いている減免利用団体の声の中には、現状でも本当に大変な努力をしながら会の運営をされておられます。例えば、これは大ホールを利用してある団体の例ですけど、この夏場でも経費削減のためにエアコンもつけずに、まるでサウナみたいな感じの暑さの中で活動をされていたり、コミセンの草刈りや清掃など、そういったものにも積極的に取り組んだりと本当に頑張っておられます。参加している子どもたちへの教育という観点からも、そういったような大人の方々の取り組む姿は、よき姿として学べる場となっているなど感じています。

そういった現状の中で、減免の見直しによって活動や運営が今後制限せざるを得ない厳しい状況になることに対して、本当に心配されておられます。さまざまな市民活動をされている団体がおられますが、先ほど、むかで太鼓とかいう話も出ましたけど、そのほかの大ホールを利用されている団体からの声というか、そういったような現状というのは認識されておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） ご指摘のように、やはり大ホール、体操等使用されている団体からは負担が大きくなるということで心配される声をお聞きしておりますので、当然、配慮を考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） それでは、しっかり現場の声というか、現状というのを、まず見てもらいたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 反問します。

○議長（立入三千男君） ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 今回の見直しにつきましては、先ほど部長がお答えいたしましたように、値上げをしようということじゃなしに、登録団体と利用団体の差をどうするかということで、上げて、ごくわずかです。私も直接、無料でなくてもいいんじゃないかという利用をしておられる方もあります。そういうことなんですけど、太田議員としては現状のままでいいとおっしゃっているのか、どうなのか。ちょっと、そこははっきりしていただいたほうがいい答えができたんじゃないかなというふうに思いますので、お願いいたします。

○議長（立入三千男君） ただいまの反問に対する発言を求めます。

太田議員。

○1番（太田健一君） 私自身は、市長もこの間見に来られて、現場を見てもらえたと思うんですけど、むかで太鼓という会に参加しておりまして、その中で2年ぐらいですかね、入ってるんですけど。そういった、そのこの団体の中からも今回見直しということがあることに対して、すごく会の運営が厳しい中で、減免がどれぐらいの幅になるかというのは、まだしっかりしたものは出てないけれど、その負担が大きくなるということはすごく苦しいと、当初は怒ってはったんですよ、何でそんな減免がなくなるのという話もあって。一方、今の現状、コミセンの運営の現状が厳しいという現状も理解されておられます。だから、そういったものを全部踏まえて、今現実幾らになるということが出てないので、僕も何とも言えないところはあるんですけど、その利用の負担増が大きくなるようにというのが、僕も、議員というのはそういった市民の方々の代弁者なので、その思いをこの場で伝えたいなと思って今質問しております。

○議長（立入三千男君） ちょっと、今の市長の反問に対しての答えがちょっとわかりにくいんですけども。

太田議員。

○1番（太田健一君）

減免をどう。済みません、もう一度要点をお願いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私のお聞きしたのは、値上げが目的じゃなしに公平性の観点でというのと、もう一つは、さっきも部長が答えたかもわかりませんが、無料ですとどうしても2コマわたるとか資源のむだ遣いがある、この2点から、少し料金をいただくということも検討してます。

太田議員としては、現状のままでいいとおっしゃっているのか、何か対案があつて、お金は少しぐらいとつてもいいと思っておられるのか、そこをまず確認させていただきたいということです。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） ある程度はやむなしとは思っています。ただ、その負担の割合の問題を今言いたいと思って質問したんです。よろしいでしょうか、答え。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） そもそも、なぜ今まで減免を行っていたのか、その基準というものを教えていただけますか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） コミセンにつきましては、当初、社会教育センターとして開館しまして、地域の生涯学習の拠点として一人でも多くの方々に気軽に利用していただくことを目的に、奨励的な減免を行ってきたものでございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 市民の皆さんの文化芸術というのを促進していくというのも、行政の目的の一つだったと思います。そうであれば、利用料の減免の見直しの、この割合というのが、先ほどから言ってますが、大きな負担となってしまうと当初の目的からの後退につながってしまうのではないかと思いますから、そういった市内の文化芸術の振興や促進の後退があつてはならないと考えております。ぜひそのように、大体お答えは聞いたので、そこら辺のこともしっかりと考えてもらって進めていってほしいと思います。

以上でございます。

2番目に、介護保険について質問したいと思います。

介護保険制度が始まりまして10年を経ました。保険あつて介護なしと言われる中、さらなる改悪法として、来年4月からの改定介護保険法が6月15日の国会審議で可決されました。これまでの間、政府は介護保険給付費を抑制するため、軽度者からの介護取り上

げを段階的に進めてき、法改定の検討過程では軽度者を介護保険から完全に外すことなども提案され、要介護1・2と要支援への生活援助を見直せば1,600億円抑制できるという試算まで示しています。

今回の改定により、市町村は介護予防、日常生活支援総合事業を創設することができるようになりますが、その内容は、これまで国全体の枠の中で、これは要支援1・2にかかわる割合ですが、それが全体で約5.9%を占めているものを3%以内に制限していくというものでした。この総合事業は、要支援と要介護非該当の高齢者を対象とした事業で、予防給付のうち市町村が定めるものと、配食、見守りなど生活支援、権利擁護などを総合的に支給するとされています。現在の介護保険制度では、要介護認定で要支援1・2と認定された場合、予防給付を受けることとなります。予防給付は、要支援者に対する保険給付で、通所介護、これはデイサービス、訪問介護、短期入所など、内容は要介護者に対する介護基準に準じています。

今回の法改定では、総合事業を実施する市町村は、要支援者について従来の予防給付を受けるのか、総合事業に移行させるのか、一人一人について判断することとなります。問題の多い法改定ですが、要するに地域包括支援センターで行われている地域支援事業の介護給付費を3%以内に制限するということとなり、利用者の負担増となり得ることが懸念されます。

まずは、市が総合事業に移すかどうかの判断をどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（冨田久和君） それでは、太田議員の介護保険についてのご質問にお答えいたします。

まず、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業でございますが、これの導入につきましては、次期、第5期介護保険事業計画・老人福祉計画の策定とともに検討してまいります。この総合事業は、要支援者と2次予防事業対象者に対してきめ細やかな生活支援サービスの推進を図るとともに、地域全体で高齢者の生活を支える意味で、重要な施策であると考えております。

しかしながら、現時点では議員がご懸念いただいているような上限についての仕組みなど、事業の詳細がわかりません。今後、この総合事業の具体的な取り組みにつきましては、情報を把握した上でになりますが、できる限り利用者の負担がふえないよう、実施内容を

十分検討するとともに、諮問機関であります介護保険運営協議会などで議論を進めていきたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 要するに、国の方針としては要支援1・2の方を外していくというような方向に対して、野洲市としては要支援1・2の方々に対して負担が大きくなならないような方向でいきたいという考えだと思います。ご答弁であったと思います。

もうちょっと具体的な数を聞きたいところもあるんですけど、先ほどにも述べましたけど、国全体で5.9%の給付費ですね、要支援1にかかわる給付費が平均で5.9%を、この国会の答弁の時点で3%以下に制限というふうになりますけど、野洲市の現在の割合というのはどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 要支援者に対する介護給付費として、昨年度の介護予防サービス等諸費、今議員ご指摘の部分でございますが、これは1億1,273万8,000円でございます、介護給付費全体の4.5%となっております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） これは今現在4.5%であって、事前にちょっとお話しさせてもらったときに、実際は今野洲市で行っている地域支援事業というのは、法的なものも含めて3%以内でされていると、その出た分を3%以内となると完全にはみ出ると、今実際要支援1・2の方にかかっているお金、出されている給付費を考えるとはみ出ているというお話を聞いたんですけど、そのはみ出ている額は幾らになりますか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 要支援者に対します介護給付費が3%を超えた場合の負担の取り扱いといいますか、そういったことにつきましては、先ほどもお答えしましたように通達等まだ来てございませんので、その詳細についてはわかりません。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 私がちょっとお聞きしたところは、現在の時点で1,600万ぐらいが3%からはみ出ていると、その分はどうされているのかというと、一般財源から出されているというお話でした。

先ほどの最初の答弁の中にもありましたように、今、国の方針が決まっていない現状ですけど、国がどういう方向を具体的に示してくるかということを受けても、野洲市として

は利用者負担にならない、実際には、具体的に言うと一般財源から持ち出してでも抑えていくというふうなお話でしたけど。もう一度確認、そういう考えでよろしいのですか、確認したいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 先ほどお答えしました4.5%という部分と地域支援事業で3%という部分は予算上別になってございまして、今、特に議員ご指摘のところは、4.5%のところは3%に制限されるのではないかとのご懸念かと思えます。これについては、まだ国のほうから3%に制限するかどうかというような明確な判断をされていないというふうに聞いておりますので、当然こちらにもそういった連絡なり通知もございませんので、その辺のことについては、今後わかり次第、またこちらの側でどうしていくかということの判断になると思えます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 国の方針を聞いてからということですけど、こちら側でちょっと計算させてもらったら、大体もし仮にそういう3%以内ということがしっかり決まって国のほうからおりた場合に、3,000万か4,000万ぐらい市から持ち出さなければいけないという数字になると思えます。

今回の改定の問題というのは、財政的なものだけではなくて、サービスの質そのものが保たれるかどうかということも問われています。これまで国の一律の基準があったものが、すべて自治体の裁量によって決められることとなり、安上がりな事業を選択すれば質の低下は防ぐことができません。サービスの担い手をボランティアなど多様なマンパワーを活用とありますが、専門職以外に任せ費用を抑えることも可能となり、ヘルパーの専門性をこれだけ否定された政策はないとの批判の声も上がっています。

それに、医療保険で例えると、風邪で病院に行って、これまでなら微熱でも高熱でも3割の負担であったものが、この法改定がそのまま行われると、微熱なら3割でも高熱なら5割から8割の負担を負わなければいけない、こんなようなことも起こり得るような話であって、これほど国民や市民をばかにした話はないと思っています。

もともと必要であるから要支援1・2と認定していますし、そこからの負担増や、サービスを除外していくこと自体が制度矛盾を起こしています。

野洲市は、これまでも福祉に関しては頑張っておられるという認識でいます。そうした人たち、具体的には要支援1・2の方々を切り捨てることになると、今は重度化しないよ



うに軽度なところで予防しているものが、さらに悪くなって、最終的には、結果的には要支援ではなく要介護者がふえるということになれば、市としての負担がふえることとなります。そういった意味でも、要支援者の方々に対する財政支援やサービスの質の確保ということをしっかりと考えて、検討していただきたいと思います。

以上です。一応の見解をお聞きします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 要支援者に対します財政支援につきましては、引き続き定められた制度と予算の範囲で最大限支援をして、サービスの質の確保については現状よりも低下を招かない体制を確保するよう努めてまいりたいと考えておりますし、今示されておりますこの総合事業につきましても、利用者の状態像や意向に応じて市町村が判断すると、こういったことになってございますので、その辺についてはやっぱりそういったことを前提に十分慎重にやっていきたいと、このように思っております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） ぜひともよろしくお願いします。

次に、3番目の原発からの撤退と防災計画の見直しについて質問したいと思います。

先日の京都新聞の記事の中に、京都府、滋賀県の45市町村の首長のうち、国内の原発は将来的に廃止すべきと考えている首長が6割を超えていることが、京都新聞社のアンケートでわかったと報じられていました。これは東日本大震災の発生から5カ月前に、7月下旬から8月上旬に行われたものであり、市町村レベルで脱原発の考えが広がっているということになります。同じくアンケートの中で、国や府県の原発防災態勢の評価を聞いたところ、「不十分」とする意見が相次ぎ、6割にも上ったということでした。

その中で、「原発の在り方について」と「停止中の原発について」の項目で、野洲市としては両方において「判断できず・その他」とありましたが、どのような見解か詳細をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 太田議員の新聞社の原発に関するアンケートについてのお答えですが、ご質問の新聞社のアンケートでは、まずは問いとして、将来の日本の原発の在り方についての問いがありました。これにつきましては、適切な選択肢がなかったので、「その他」を選びました。そして、現施設は段階的に縮小と注記をいたしました。

その理由といたしましては、現施設の中には新しい施設と古い施設、また安全な場所に

位置しているものとそうでないものがあると考えられます。これらすべてを一緒にして考えるべきではないと考えますので、当然、古い原発でかつ立地場所の危ないものについては無理をして稼働すべきでなく、速やかかつ段階的に縮小するという考え。そして、当然、原発というのは現段階では未成熟な技術的な側面を持っておりますが、将来の新規整備の可能性についてまで現時点で全く否定すべきではないという考えのもとでの回答をいたしました。

また、停止中の原発についての問いでも、適切な選択肢がなかったので、「その他」を選びました。

その理由につきましては、アンケートに注記いたしましたように、今回の福島原子力発電所の事故も含めまして、原子力発電に関しましては情報が余りにも不十分で判断できない、ただし経済、雇用、生活等を含めた現実的な判断が必要という考えのもとに、「その他」を答えたものであります。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 今の市長の詳細の見解については、3番の質問にも絡んでくるので、そのときにまた話したいと思います。

2番目になりますが、先日行われた第9回滋賀県自治想像会議での嘉田知事と県内市町長との意見交換の中で、原発事業者と安全協定締結への県の要望書案に対して、市町長が疑問の声とありました。

原子力発電所の安全対策に関する要望書は、地域防災計画原子力災害対策編の見直しに取り組んでいる嘉田知事が、琵琶湖を抱える滋賀県として県と市町が一体となることで力を発揮できると強調し、素案への合意を求めたとなっております。

その中で、野洲市の山仲市長の意見として、「意見を主張するには体制づくり、体制づくりには事業者とわたり合える人、人には財源が必要となってくる。この仕組みを整理しておかなければ、責任ある対応はできないのではないか」との指摘もあり、新たな課題が浮き彫りにと報じられています。

そういった経緯の中で、知事と県内市町長連名での関電や原電に対する要望書が提出され、その後、知事に対する抗議文というのを提出されていますが、こういったことに関しての見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 原子力発電事業者への県市町の意見書についてのご質問にお答えをいたします。一問一答であります。少し長くなりますが、経緯ということですので説明をさせていただきます。

まず、県内の市町からの原子力発電所への要望書といいますのは、高島等の4市が先に出しております。それを受けまして、県市長会で、まず全市で出そうということで、これも既に出しております。基本的には、市長会では、もうこれでよしとしていたわけですが、県のほうから琵琶湖を抱える滋賀県として、今もご質問にご指摘がありましたように、県市町で出したいということでありました。野洲市としても、既に出しているのどちらでもいいけれども、せつかくそういうことであれば市長会で出した要望書のレベルでということ議論を委ねておきました。

その結果、ご質問にありましたように、8月9日に、これは定例でありますけれども、自治創造会議ということで会議が開かれました。そこで示された素案には、市長会の提案・要望レベルを超えまして、立地県市町なみの権限を与えてほしい、その延長としまして、再稼働に当たっても滋賀県の各市町との協議をするという要望が含まれておりましたし、会議の場でも一市長からは、その趣旨説明を兼ねて、万が一福井の県市町が合意をしても滋賀県の市町がとめられるぐらいの協定を結ぶという意味だということでありました。

私は、その会議の場で、今ご指摘のあった体制の問題、それとやはり立地県市町と離れている市町については立場が違う、これは私は立地市町の首長ともしゃべってまして、それは実感しておりましたので、ここまでの提案は行き過ぎではないかとはっきりその場で申し上げました。ただ、その会議の場では、出すということについては賛成ですか、どうですかと、文言については後日協議をするということでしたので、その場はおさめました。その後、事務レベルで協議がありましたが、今申し上げたところについては、一貫して訂正をしてほしいと、それで対案も示しています。対案といいますのは、情報開示、説明責任を果たすというレベルであります。

ちなみにEPZを広げるということ、適切な範囲に今回の事故を受けて広げるということについては別途書いておりますから、EPZが広がれば当然別の立場が確保されますので、あえてそれとは別に立地市町なみの権限はという、そこは大いに懸念を示したところであります。

翌日、8月10日に県要望に行きましたので、副知事にも出会いました。副知事は9日の会議にも出ておりました。私は要望が終わってから、きのうの会議について、この部分

については懸念がありますと言ったら、副知事も同感ですという話でしたので、安心をしておりました。その後は事務レベルで任せておりましたが、8月24日、自宅へ帰りましたら、家族がテレビに嘉田知事が電気事業者へ持っていかれましたよということでしたので、即インターネットで琵琶湖放送とNHKの記事を見ました。そしたら、まさにそのとおりと。翌日、朝起きて新聞を見ましたら、それが報道されていると。

これは手続の問題もさることながら、当事者をどこで限るのかという問題でありますし、そして手続の問題に関しても、いわゆる話し合い、あるいは民主主義の問題であります。私もそんな意見書は出したくなかったんですが、既に持っていかれてしまって、新聞紙面によっては一面に、全国で初立地自治体なみの権限を求める要望書と書いてましたから、これはいけないということで、これしかとる手段がないというので素案を議論しまして、あとは組織に委ねて抗議文を送りました。

その日に、県の幹部から電話がありました。どういう電話かといいますと、山仲市長のおっしゃるとおりだと、私たちがそういうことでトップに上げたけども押し切られたと、ただし電気事業者からは断ってくるので、それでもうよしとしてくれと。いや、そういう問題じゃなしに、責任ある首長としてどういう見解を持っているのか、市民を代表してどういう見解を持っているのかということで懸念を表明したということで終わって、それ以降何もございませんが。ただ、新聞にはいろいろ、取材もしないで、手違いだとか報道されていますけれども、これはまさに私が実質体験したことを客観的にご報告した。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 要望書をまず最初出すに当たっては、僕なりの見解というか、市長の思いは、国に偉そうなことをとか、事業者に言うためには県としても専門的な人的配置とかそういった用意が必要やと、体制のことですね、それは確かにそのとおりやと思います。要望書も、要は理解というか合意が決まってないのに先に出されたということも、これもやり方はとてもまずいものだと思います。

ただ、事業者に対して、そして国に対して要望、出された内容を読ませてもらったんですけど、再稼働する場合に滋賀県下の市町長の了解を得ること、要するに滋賀県民、市民の、住民の総意を問うということでもあると思うんで、このこと自体は内容としては僕はすごくいいことではないかと思っています。

また3番目の質問、最後にもう一度しますが、ちょっと次に移りたいと思います。

皆さんも御存じのことだと思いますけど、先日の九州電力のやらせ事件に引き続いて、北海道電力が同じようなやらせを行っていたということを認めました。さらに、これも先日、関西電力が節電に関しての説明会として、野洲の行政や議会に対しての懇談が行われましたけど、その中で、過去の史実の中で大きな地震と津波があり、まずは調査が必要と野並議員が関電に対して指摘をされました。それに対して、過去に津波が起きた可能性は低い、伝達情報などに基づいており信用性は低いとして、調査に否定的だったということは、この場におられる皆さんの記憶にも残っていると思います。

しかし、読売新聞の8月14日付の記事の中で、関西電力が自社の原子力発電所全11基を立地する福井県若狭湾沿岸で、過去の津波の痕跡について本格的な調査を行う方針を固めたと報じられました。最大級の津波について対策を検討するように求めた6月の国の中央防災会議の提言などを受けて方針を転換し、結果次第では原発周辺の津波想定的大幅な見直しを迫られる可能性もあるとしています。

このように、あれほどの原発事故を目の当たりにしながら、事業者側から積極的な調査や安全対策は行わず、後手後手に回った対応というのは、まさに先に述べました、これまでのひどい原発推進の体制がまざまざと引き続き行われているということの実態のあらわれだと思います。本当に、これは安全神話の延長を行っているということではないでしょうか。

これも最近聞いた情報なんですけど、今回大きな事故を起こした福島第1原発というのは、当初の建設のときには、要は海があって原発が建てられている、この高さが当初は35メートルぐらいのところに建てる予定であったそうです。それが、津波も地震もないと安全神話を振りまいていましたから、ないということで、さらに海面から水を引くためには低くしなければ引っ張れない、津波も地震もないということで、実際25メートル削って今の10メートル、15メートルの高さになって、そして今回の10何メートルの津波をかぶってという事故が起きたと。もうこんなひどいやり方を進めてきたという実態が、これだけではありませんが、いっぱい実態が出てきています。

これは、そもそも論になるんですけど、原発は本質的に未完成な技術であることは明らか、それは市長も先ほど言われましたけど、原発を稼働させ続ける限り、莫大な放射性物質、死の灰を生み出し続けます。そして、その大量の死の灰、放射能は原発の内部にどんなことがあっても完全に閉じ込めておくことはできず、事故によりひとたび外に出ると、人間はそれを抑制、制御することができません。それは空間的にも時間的にも社会的にも

被害はどこまでも拡大し、限定することができません。使用済み核燃料である放射性廃棄物の処理方法を人類はいまだ見いだせていないでいることも、この原発技術の持つ本当に重大な弱点です。

このように、安全な原発などはありません、絶対に安全な原発はつくれません。政府が実施を表明していたストレステストも、電力会社がコンピューターの中でテストをし、保安院と安全委員会がお墨つきを与えるだけのもので、国民のだれもが信用していないというのは明らかだと思います。

そして、世論の大きな変化というのにも目を向ける必要があります。震災直後の朝日新聞の4月18日付の世論調査では、原発を「やめる」11%、「減らすほうがよい」30%、「現状維持」51%だったものが、これが7月12日付の世論調査では、「原発を段階的に減らし、将来はやめる」ということに賛成が77%もあり、やめる時期は過半数が10年以内となっています。このように、国民の皆さんの考えの中にも数カ月で大きな変化が起きています。ここには、国民の皆さんがだまされ続け危険にさらされてきた、そういったものに対する怒りの気持ちがあらわれていると感じています。

では、一体だれが、何のために、このうそをつき続けてきたのかということになりますが、それはこの原発1基をつくる費用に5,000億円という巨額のお金が動いています。それに群がる原発利益共同体、そういったものが目先の利益のために走り続けてきたことに答えがあると思います。そして、アメリカの日本に対するエネルギー政策として、濃縮ウラン輸出や原発そのものの建設等、対米従属の体質そのものがここにも影響しているというところに大きな原因があります。

以上のように、震災以降、目を追うごとに明らかになる実態や、本質的に原発が危険な技術であり撤廃すべきだということ、そして原発からの速やかな撤退への世論の変化など、さまざまな現状を目の当たりにして、市民の命や安全を守る責務を担う野洲市の行政として感じるものがあると思います。

賢くて決断力も早い山仲市長なんですから、野洲市のトップとして判断を下して、はっきりとした態度を決めていただきたいと思います。もう一度どのようにお考えかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 反問します。

○議長（立入三千男君） ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許し

ます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほどの県市町の要望書の中で、原発の再稼働に当たっては立地市町並みの許諾権を県内の各市町に与えることは賛成だとおっしゃったんですが、私が言ってます考え方は、E P Z 影響圏をどこにするかで、当然それによって合理的に意見を言えるところと言えないところが出てくると思います。

ただ、先ほどの太田議員のお考えを聞いてますと、そういうことじゃなしに、県内の市町、各市が福井にある原発について再稼働について、当然、立地市町というのは影響圏ですから、その自治体は意見を言えるんですが、今例えば野洲市がその意見を言う権限も装備もないんですが、それを言えという要望だったわけです。それが影響圏を整理した上でそうなのか、現状でそういう許諾権を持たせということなのか、もしくはそれを延長しますと奈良もそうですし三重もそうですし、逆にもう全部交わって、私どもも九州の原発にまで許諾権が発生してしまいます。これをやり出すと、行政の、例えばいろんな施設をつくるプラスもマイナスもあります。これを、当事者をどこで限るかという制度設計をする必要があるんですが、何でも影響が出そうだから言えというふうに広がってしまうんですが、そのあたりはもう一度見解をきちっと整理していただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） ただいまの反問に対する太田議員より発言を求めます。

1 番、太田議員。

○1 番（太田健一君） 立地県並みの権限というのは、現実立地されている、例えば敦賀市長だ当たりの権限というのは、もう電力会社からお金をもらってますよね、いろんな報道が出てますね、パーティ券として電力会社から数百万円の献金があるとか。要は、原発を推進する側のところから影響を受けて、そのことがある中での判断を下して、電力会社に対する再開をどうするという立場にいるわけですよ。滋賀県下の市町村が同じように再開に対して立地県並みの権力を持って意見を言うということは、滋賀県もそういう、山仲市長がお金をもらっててというわけじゃないですよ。本当にそこら辺のことはしがらみはなく、要するに、福井にある原発に問題があったときに滋賀県が物すごく大きな影響を受けるということは、もう皆さん市民の方々も感じておられますし、どうなるんやろうということを思うぐらい心配されている中で、再開に対して、電力会社に立地県なみじゃなくても、その影響を大きくこうむる県として言うということは、もっともなことだと僕は思いますし、その影響圏に関して僕の考えで言わしてもらいます。

影響のこと、ほかのことをもっと言われましたけど、この原発事故に関してはほかのことと一緒にではないですよ。本当に命にかかわることですし、すごく大事なことはないのかなと思います。だからこそ、山仲市長が言われていることもわかります、具体的にもうちょっと態勢を整えてという思いもわかるんですけど。先ほどから言っていますが、これだけ今いろんな情報も、情報がまだ入ってこないという話もされてますけど、もうあれから何カ月もたってさまざまな情報がある中で、原発はだめだという態度を示す、そして今すぐやめろではなくて、僕たちも言っているのは5年、10年というスパンを見て自然エネルギーに切りかえていく、その段階で原発をやめていきましょう、新しいエネルギーに変えていきましょうという態度を示すべきじゃないかなと、野洲のトップとして態度を示してほしいという意味で話しています。

以上です。

○議長（立入三千男君） 暫時、休憩いたします。

（午後 2時21分 休憩）

（午後 2時22分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

太田議員。

○1番（太田健一君） また同じ話になるかもしれないですけど、そのEPZの協議そのものを否定しているわけではなくて、滋賀県も、福井原発から野洲も60キロの範囲というのは、もうすごく大きな影響が出る範囲ですよ。野洲市で出るんですから、ほとんどの滋賀県下の市町村がそういう影響を受ける町なんですから、電力会社に対して立地県なみの意見をちゃんと言う、再稼働していいか悪いかという、要は滋賀県の県民、市民の総意を伝えることは責務じゃないですかね。と思います、僕は。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今の質問にお答えします。

全体的な原子力発電所についての考えでありますけれども、今ご質問させていただいてお答えいただきましたけども、私はその提案書、要望書を否定しているわけじゃなしに、今まさに太田議員がおっしゃいましたように、科学的に制度的に影響圏をどう確定するかという中で出てくるものであって、それを明確にしない中で、影響が出るだろうから、はっきり「同等の」と書いたんですよ、「同等の」と。1キロ、2キロ、10キロ、この範囲と全く60キロ、70キロ、80キロを同等にと、これはいかなものかなということな



ので、そこまで書くんですかということで、何も否定してません。議論しましょうと。でも、議論抜きに、事務レベルで聞いたら、目をつぶっておいてくれという電話があったらしいんですけども、そういう話では全くないだろうと思います。だから、議論は私は嘉田さんとでもしようと思ってました、期待をしてたわけですね、ひざを突き合わしてでも。それぐらい重要な問題で、責任を持って市民の安全を守る、住民の安全を守るというのはそういうことで、起きそうだという話ではないと思っています。

それで、ご質問の答えにつながりますけれども、原子力発電とか、いわゆる民生の利用というのは大きな問題で、これは野洲病院問題よりもう一つ難しいと思っています。私が仕事で原子力発電所に何らかのかかわりがあったのが3つあります。ご記憶しておられる方がいると思いますけども、旧の木之本町、今の長浜市に関西電力が揚水発電所を計画しました。ちょうど今から10年ぐらい前に消えたと思いますけども、いろんな道路整備もしたりしてやってました。あれはまさに福井の原子力発電所の夜間電力でダムに水を上げて、そしてそれを昼間に発電しようということで、そのときに少し原子力発電にかかわりました。それと、同じ今の長浜市になってますけど余呉町で、政府が核廃棄物の埋設場所を公募してまして、時の余呉町長さんが乗り気になって受け入れを表明しました。県会議員の方も支援しておられました。私は調整する側で、これはまさに琵琶湖の一番上流端ですから好ましくないというので随分説得にかかわったときに、少し原子力とかかわりました。それともう一つは、環境アセスメントの責任者をやってましたので、これは滋賀県には原子力発電所はないのですが、今回環境省と原子力関係庁が一緒になったのでどうなるのかなと思ってらるんですが、ご承知のようにアセス法では原子力発電所は全く対象になってません。いろんなところでお話ししましたように、例で透明人間と言ってるんですけども。ですから、これほど情報開示がされてない、今まで進められてきた、ずっと懸念を持っています。

今回の事故でも、現政権の枢要な方が、これまで福島が起こるまでは原子力発電所は安全だと思ってたとおっしゃるんですけど、私は全然そんなふうに思ってません。いろんな技術が課題を抱えています。かといって、これを現在の知見だけでだめだと言ってしまうかどうかという問題が1つあると思っています。将来の芽を閉ざしてしまうのかと。

それと、もう一つは、水の問題と一緒にして、今ダムが要らないという議論がなされていますけども、特に近畿で見ますと、琵琶湖の総合開発が始まったのはなぜかといいますと、かつての昭和40年代ごろのままの産業構造で伸びていくと京阪神の工業地帯では水

が足りないということだったんですが、その部分が今全部途上国へ行ってしまってます。もう粗鉱から鉄をつくるとかボーキサイトからアルミをつくるとかといった、そういった水も電気も要る部分が海外に出てしまっているから、多い目に整備してきたエネルギーとか水が今たまたま要らなくなったので。電気も、ですから、私が疑問に思っているのは本当に原発なしでその余分で見られてた分がどうなんかが全然情報が入ってきてません。ですから原発なしでいけるという論理もありますし、原発が必要だという論理もあります。

ですから、やはり自治体で仕事をしていますと、その本当の情報がないので、現時点では適正な判断はまだできないと思っておりますが、できるだけ個人的な情報じゃなしに、市を通じて政府あるいは電気事業者に正確な情報を求めて、それを市民の皆さん方に提供して、一緒にあり方を考えさせていただきたい。

ですから、いろいろおほめはいただいたんですけども、この場所で明確なお答えができる状況にはないというふうに考えてます。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） ちょっといっぱい言いたいことはあるんですけど、時間がないんです。

市長のお考えというのもよくわかりました。ちょっと見解の違いというところもあるので、そこは今の現時点では相入れないところがあるかもしれない。僕の考えとしては、やっぱり原発は本当にやめていくべきだという立場で今お話しをさせてもらっているんで、そのところは交わらないと、今の現時点ではとは思いますが。言われたように、いろんな情報を得て、お互いにそういう情報を交えながら考えていく問題だと思います。

次の質問に行きたいと思えます。6月議会のときに時間がなくてあれだったんですけど、市の防災計画の見直しの具体的なプランについて、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 既にお答えいたしましたとおり、現在の防災計画は震災対策と風水害対策、事故災害対策の構成になってます。国のEPZの見直しなどにより、原子力災害対策に係る計画の見直しは避けられないことから、市の防災計画についても事故災害対策でなく原子力災害対策としての検討、例えば災害の想定や情報の収集・連絡体制や市民への情報伝達、相談体制、被災者の受け入れ体制などを検討していく考えであります。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 時期に関しては、いつぐらいを考えておられますか。その防災計画の見直しは、時期に関しては。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 時期ですが、当然、国の防災計画、県の防災計画との整合性を図るということで、現在、県のほうで今年度中ということで見直しのほうをされてますが、若干おくれているように聞いております。それが策定されて整合性が図れる状態になったときということで、来年度見直しを考えております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 来年度見直しを考えておられるということで、具体的なものを、またこれから考えていってもらいたいと思います。放射能の風向きのことやら、量の測定だったり、ヨウ素を配置することだったり、いろんな具体的に原子力の防災に関してのこと、水をどうするのかとかいう飲み水のこととか、さまざまなことが出てくると思うので、そういったことも具体的に進めてもらって、またそういう情報も、こちらのほうにも提示してもらいたいと思います。

そういった中で、今現時点での防災に関して、市民の方々から何か声とか意見というのは聞かれておられますか。今回の福島の事故を受けて。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 現在、大災害時に備えるために新しく防災センターの整備を行っていますが、この施設整備の検討に市民委員として、市消防団の幹部の方、あるいは女性消防団員、野洲中主の日本赤十字奉仕団からそれぞれ参画いただきまして、センターの内容あるいは備蓄庫の非常備蓄品等につきましてのご意見などをいただいております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 防災に関して、視覚障害者や聴覚障害者の方々に対するマニュアルというものはありますか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 視覚あるいは聴覚障害者の防災マニュアル等はありませんが、聴覚障害者の方には災害時の情報伝達の手段といたしまして、音声拡張機能と文字装置機能のある防災無線の個別受信機を貸し出ししております。また、防災マニュアルにかわ

るものとしては、現在、市のほうで災害弱者、障がい者あるいは独居老人、介護認定者等の災害時要支援者名簿の策定、あるいはシステム構築に取り組んでいるところでございまして、それがまさしく防災マニュアルのかわりになるものであると考えております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 障害者に向ける対策として災害時要支援者名簿の件は、以前、事前にちょっとお話を詳しく聞かせてもらったときに、今年から祇王学区でモデルとして行われ始めているということですが、この場ではいいんですけど、またこの詳細を教えてくださいたいのと、こういった取り組みというのをもっとこれから考えていかなきゃだめだと思っうんですね。

というのは、僕自身が、野洲市の障害者福祉協会の会長の方から連絡がありまして、ちょっとお会いしたいということがありました。どういったお話かということ、視覚障害者なので弱視の方、全く見えない方々がおられるらしいんですけど、要は今回の震災を受けてテレビでも連日報道されていて、障害を持っている自分たちが有事の際に避難所に避難するということになりますよね。でも、やっぱり障害を持っている人、目が見えない人、耳が聞こえない人は、健常者と一緒には生活がなかなかできない。現時点でも、今普通に生活してても、やはり人とのかかわりがなかなかできないから、引きこもりになっていく高齢者の視覚障害者の方もいっぱいいたりというお話でした。そういった中で、何かあったときに自分たちの身は自分たちで守りたい、例えばテントとか寝袋とかいうものを使ったことないけど、テレビを見ていたらそういった装備を持って経験がある人が、そこで自分の家で避難をして何とかしのいだという話を聞いて、何かそういうことを体験したいとか、そういうようにして自分たちで、自助で頑張りたいと言っておられました。

その話を聞いて、僕も市として何かそういう障がい者に対してのものがいいのかという思いで聞かせてもらったんですけど、現実には、何かあった際に障害を抱えておられる方、高齢者の方とかたくさんおられると思いますけど、そういう人たちを行政として一人一人助けていくというのは現実すごく厳しいことだと思います。じゃ、何が一番解決策かということ、やっぱりその方々が暮らしている各小さなコミュニティ、お隣、近所だったり自治会であったり、そういうところで伝え合いをして、避難をすることに対しての手助けをお互いにやり合える、そういった関係を最終的にはつくっていったということにつなげていくべきだと思います。そういった方向づけ、行政として方向づけなり指導をするなりということを進めていってもらいたいと思います。今の要支援者名簿のこともそうですし、そ

ういったことをどんどん取り入れて頑張っていってもらいたいと思います。

最後になりますけど、先ほどの市長とのやりとりの中でも、僕も話しましたが、基本的にはもう原発はやめるべきだと思っています。それは5年、10年のスパンで。今実際に日本にある54基の原発のうち稼働しているのは本当に3分の1に過ぎなくて、夏場の消費電力のピークの対応などそういったことは必要ですけど、現在の技術水準の中では、社会的な制約なども考慮しても、自然エネルギーには原発54基分の発電能力、約40倍のポテンシャルを秘めていると言われていています。この5年間に原子力対策に2兆円以上の税金がつぎ込まれてきましたけど、自然エネルギーには6,500億円しか使われていません。そういった財源的にも、これは国の話になってしまいますけど、そういったものをシフトしていく、大量生産、大量消費、大量廃棄という、この24時間型社会というもののエネルギー、浪費社会というものを抜本的に見直す必要もあると思います。低エネルギー社会、これは我慢の社会ではなくて、本当に人間らしい働き方と暮らしの実現に向けた真にゆとりある生活だと思っていますけど、そういったものをすべて変えていく必要があると思います。

以上です。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。再開は午後2時55分といたします。

（午後 2時38分 休憩）

（午後 2時55分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、通告第9号、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 野並享子です。第1点目、同和行政について質問いたします。

3月議会の小菅議員の代表質問の答弁で、市長は、5年以内に同和行政は速やかに終結を目指す。第2次同和対策基本計画の検討委員会でも、同和問題があっても同和対策事業はやらないと申し上げていると発言されました。この市長の発言は大いに評価できるものであります。一気になくせばいろいろなところに影響を及ぼすということも理解できます。

しかしながら、この市長の発言と相入れない内容が、ことし2月、部落解放同盟の要求書に対し回答をされています。この点について以下の点を質問いたします。

第1点目は、同和問題があっても同和行政はやらないと言われていたにもかかわらず、部落解放同盟への回答書で「法の有無にかかわらず、部落差別の実態がある限り同和行政は続ける」ということが書かれています。この回答書どおりだとすれば、同和行政は続け

るという約束をしたのではないのでしょうか。見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 野並議員の同和行政の終結をについてのご質問にお答えをしたいと思います。

1点目の、同和行政は続ける約束をしているのではないかにつきまして、「法の有無にかかわらず、部落差別の実態がある限り同和行政は続ける」ということに疑義を生じておられますが、そもそも部落差別の実態があれば、それを放置するということはあり得ないと考えますし、ご指摘の回答書の続きでは、「国の同和対策審議会答申を尊重し、同和問題の早期解決を市政の課題と位置づけて、残された課題の解決に取り組む」と市の基本姿勢を示しているものであり、決して同和行政を未来永劫に続ける約束ではございません。

野並議員がご指摘の、同和問題があっても同和行政はやらないと3月議会での市長答弁を引用されていますが、具体的に言いますと、同和行政の終結後において部落差別落書きが生じたときに、同和行政ではなく人権施策として差別落書きに対応し、部落差別問題だけを特化しないという意味でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 今の答弁ですと、同和問題があっても同和対策事業はやらないというのは、一体どういうふうな部分の意味なんでしょうか。事業はやらないということで、本当に5年以内にやめていかれるというふうに、あのときには私は認識したんですけども、5年以内にそしたらこの部落解放同盟に対する回答書で法がなくなったのでやめますというような、そういうふうな見解はあり得ないのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、時点の問題と、そして方針と、これまでの経緯を踏まえた活動団体、運動団体とのやりとりの差があります。私のはっきりと運動団体に対しても、さっき引用いただいたような方針をきちっと示しています。直接、審議会の場でも、代表者が入っておられる場所でもはっきり言っています。ただ、過去の経緯があって、なかなかそこがまだ団体側あるいは活動しておられる側はきちっとしてないと。

それと、今引用いただいているのも少し広域に渡っている見解のところですから、完全にそこが整合性がとれてないということで、方針は明確ですが具体的な団体との考え方については完全にまだ決着が見られてないので、今ご質問のような疑問が生じているのであろうというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 2点目の問題ですけれども、この回答書では、集中改革プランで削減された内容が、財政状況が回復すれば、必要な施策を明示し予算確保に努めるというふうに回答されておられます。そうすると、縮小とか削減については、地元支部との話し合いを行い、信頼関係のもと協議・調整を行うこととするという回答になっておりますが、この回答書どおりだとすれば、必要な施策の明示というのは一体どういうものなのでしょう。

また、今、固定資産税の減免の縮小とか各種補助金の縮小などがございますが、5年以内に同和対策事業は行わないとしていくなれば、こういったものをもっときちっと縮小・削減していく必要があるかと思えます。どのような道のり、計画をされていかれるのか。見解を求めたいと思えます。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 2点目の必要な施策の明示につきましては、必要な施策につきましては、第2次野洲市同和対策実施計画総括表、昨年3月に作成したものでございます。ここに明示をしております。また、個別の具体的な施策に関する詳細な年次計画につきましては現在策定中であり、今月末の同和対策審議会に諮り、その後、関係団体等と協議・調整をしていく予定でございます。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 申しわけございません。ことしの3月、平成23年の3月の策定済みということでございます。訂正申し上げます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 今、計画を今月末に出すということですね。これは、出して地元支部との話し合い、協議ということをするわけですよ、計画が出されて。そういうような支部と話し合い、協議をしていくというような形では、削減をしていくということはいかないのではないかというふうに思うんです。まず、やめるということを前提にして計画を立て、行政が主体的にやめるんですというような形で出していかれるのか、いや、一部こういうのは残していくというふうな形になっていくのかということら辺があるかと思えます。近江八幡市では、行政がやめるということをきちっと決めて、地元の部落解放同盟と話をしたのではなくて、自治会に行って自治会長に、もうやめますということで話をしに行かれて終結をしていっておられるんですけれども、こういう形で協議をしてとい

うようなことをやっていくと、行政が主体的にやめていくという方向ができないのではないかというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 私ども、先ほども申しあげましたように、まずは同和対策審議会にご意見をお聞きしたいというふうに思います。その後、当然行政として、主体的に決めました計画でございます削減計画になってこようかと思っておりますので、その点について誠意を持って、自治会もありましょうし、関係団体とも協議をしてみたい、誠意を持って協議をしてみたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 協議をして、協議が向こうに了解をしてもらえなければ続くんではいかずか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） まだ協議を始めてませんので、協議をして向こうの意見がどういうご意見であるかということもお聞きはしていきたいというふうに思います。やはり、まずもって同和対策審議会のご意見を賜るということですので、そのご意見も聞きながら今後の方向性、はっきりした方向性を示していきたい。まず、先ほど市長も申しあげましたように、5年間で速やかに終結するということを大前提としておりますので、その方向で協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 3点目に、この部落解放同盟の要求書で、残された課題の認識、解決に向けどう考えているのかという問いに対して、市の回答では、教育・産業就労・生活福祉・人権侵害など、すべての課が、地区内とか地区住民の現状を出して、引き続き推進を行うとか、努めるとかいうようなことを回答されています。市長は、残された課題は同和行政として行うのではなくと発言をされておられますね。地区住民だけを対象にした同和対策事業でなく、全市民を対象にした施策を行うという、そういう回答を私はしていくべきだと思うんですけども、このままの延長線上の回答をされていたのでは私はだめだと思いますが、どうしてこういうふうなきちとした回答をしていかれないのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 残された課題の解決につきましては、現存する課題につきましては、先ほども申しあげておりますように第2次同和対策基本計画の計画期間内に解決



を目指すこととしております。同和行政として行うことに疑義はないというふうに考えます。しかし、施策によっては、一般施策化への移行も視野に入れた事業展開も必要であるというふうには認識をしております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 今までずっと来たんですけども、何十年も。教育も格差があるとか、産業就労に関しても非正規が多いとか、生活とかそういうふうな部分、人権侵害もまだまだあるとかということがずっと言われてきまして、その残された課題は引き続き解決のため行うということを、それを何十年も言ってきてこられているんですよ。5年以内には速やかにと言うけども、現存するものは解決するためにとというような状況では、見通しは行政としてはどういうふうに持っておられるのかなど。

例えば、22年度の決算で、技能訓練でフォークリフトの資格取得でありますね。その予算が決算で上がっているんですけども、現在、若者の半数が非正規雇用、派遣労働、こういうような状況の中で、本当に条件をよくしていくためにも、こういった部分は全市民を対象にして資格取得をしていける、そういうスキルアップを本当にやっていくべきだというふうに思うんです。同和地域の方々だけではなくて、そういった一般施策化を進めていくべきだというふうに思います。もっといろんなものがあります。もっと全市民に開かれていくべきだというふうに思うんですけども、こういった部分の考え方はどうなんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 一般地区との格差については、実態調査を行いました結果、明らかにまだ格差はあるというふうには感じております。そうしたことを、課題を5年以内に私どもは解決を目指したいというふうなことでございます。

また、今、例えをおっしゃっていただきましたが、今後一般施策へ移行するというふうな事業展開も必要であると申し上げましたが、一般施策化につきましては、市民生活に必要なサービスをいかに供給するかというふうな観点も含めまして、こうした施策を展開してまいりたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 4点目のところで、2009年からの差別事件、事象の取り組みの状況が問われておりますね。その回答として、2009年、2010年に落書きがあったと。2005年に中学生の差別発言があつて、確認・学習会を行って、調査中以外は広

報、「すてきなまちに」に掲載をして教材化した。広く市民に啓発するという事で回答されていますね。終結した自治体では、こういった確認とか学習会とか教材化とかいうのもやめていっておられるんですけども、野洲市としては5年以内でこれをやめていくということになるんですか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 差別事件の学習会や教材化につきましては、部落差別に限らず、その他の差別事象が発生した場合において、行政として再発防止策の検討や広く市民へ周知することにより、情報を共有し、市民が自分のこととして考えていただき、そこから意識改革へつながる啓発が必要と考えます。その具体的なものが、学習会の開催や啓発の教材化であると考えております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 地区懇で「すてきなまちに」のもとに学習会とか。けど、先ほどの答弁のどなたかであったと思うんですけども、そういった学習会になかなか市民が参加をしていない、しない、マンネリ化しているというふうなことが言われてましたよね。本当に差別事象として言われる内容が落書き、発言というような部分なんですけども、最後の教育の部分でこの差別発言に関しては言おうと思いますけども、落書きに関して、だれがどんな目的で書いたかわからない、そういうような落書きを事件化して啓発紙に載せていく、その確認会をやっていくというプロセスも、本当にすごい時間と労力を有していると思うんです。今、この2005年の中学生の差別発言に関しても、回答書ではまだ確認のところまでできていないというふうな、そんな回答をしてますね。してませんか。そういう回答であったと思うんですけども。なかなか子どもたちの発言というのは、未熟な、未発達な子どもたちの発言ですのでね。

私、以前、北中に子どもが行ってるときに経験したのが、祇王小学校での子どもたちの発言で、きょうだいのけんかしているそういうふうな中での発言の中で出てきた。それが学校側で問題視されまして、親の教育が悪いということで、祇王小学校のPTA挙げて1年間、何回も集まって確認会し、PTAで学習会し、北中の私らPTAの役員やらも動員もされました。最後、そのご家庭は引っ越しされたんですよ。住んでいることができなくなってしまったんです。そんな本当に確認会を、まだまだ未発達な子どもの発言をとらえて差別発言やということで大きく問題化するという事自体が、私は問題やと思うんです。そういうことを教材化して、それをまたみんなに学習せえということはもっと私は問

題やというふうに。その学習するときに、この祇王のご家庭は引っ越しされましたという形で私らが学習するんだったら、こんなことをしたらいかんという形で学習するんだたらわかるんですけども、子どもたちの未発達な発言をとらえて大きな大きな問題にしているということ自体が私は問題やというふうに思うんですけども、それはちょっとどうでしょうかね、教育長。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 教育の現場でそういった差別的な発言があったという場合には、これは十分に教育的な配慮のもとでそういったことを調査し、そして、どういったところに原因があり、どういうふうな経過で、どうしたのかということ、これは学校の主体性のもとに十分調査をした上で、再びそういった人を傷つけるようなことがないように指導をしていくというのが大原則でございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 原則はそうですけど、実態は違いますので。

5点目に、同和行政を終結した自治体では、隣保館というような扱いをやめて、地域の自治会に運営を任せ、部落解放の拠点というような位置づけをやめています。同和对策事業をやめると言うのなら、この隣保館についても方向性を考えるべきだと思いますが、見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 隣保館の方向性についてのご質問でございますが、現時点では、隣保館という位置づけに基づく国県補助金対象事業も実施しております。部落解放の拠点、そして地域交流の拠点として位置づけるとともに、社会福祉事業法に基づく第2種社会福祉施設として運営をしています。

今後の方向性につきましては、本年4月に竣工いたしました市民交流センターの名称にもあらわれていますように、あらゆる人権の尊重、擁護を目指す社会づくりの拠点や地域コミュニティの拠点など、第2次同和对策基本計画の計画期間内に方向性を検討していきたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） これ、湖南の6市長に対して部落解放行政要求書というのがありまして、それに対して6市長が出しているんですけども、この部落解放の拠点であることを基本に、あしたの隣保館検討委員会報告書を受けて、どのように運営されているのかと

いうそういう質問に対して、守山市では、同じような部落解放の拠点として近隣周辺地域まで対象を広げコミュニティとしてと。栗東市では、地域総合センターとしてコミュニティ機能を有する隣保館ということで、部落解放の拠点ということは答弁してないんです。野洲は、隣保館は部落差別をなくす拠点としてということで、まず第一にそれか回答として出ています。湖南市では、地域コミュニティセンターとしてという形で、拠点としてというふうなことは全く載ってません。甲賀市でも、人権課題解決のための開かれたコミュニティセンターとしてというふうな、そういうふうな回答書なんですね。部落解放の拠点としてという形で質問では出されているけども、それをそっくりそのまま受けてんのが守山と野洲という状況ですね、湖南の中で。6市の中で草津は、これに回答はしておりません。独自でそれぞれの地域の支部と話し合いということで、6市に同じように出しているけども5市しか回答してないんです。5市の中でも、ちょっとニュアンスが違います。ですから、こういう意味で、ことしの2月に出されたのが同じように土俵に乗ったレールの上での回答をされているということで、本当に今言われた方向性、第2次の方向性、どういう方向性を持たれるんですか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 先ほども回答させていただきましたが、市民交流センターとして名称も、これは3月に地元等も協議をして変えさせていただきました。そうしたことから、今後は人権尊重と擁護を目指す社会づくりの拠点、また地域コミュニティの拠点としての方向性を見出していきたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 部落解放の運動を行うのは部落解放同盟やと思います。行政が部落解放を行うものではないと思いますので、来年もしこういうような要求書があれば、そういうふうな部落解放の拠点としてという隣保館の位置づけはやめていただきたいと思います。そういうふうな第2次で方向性を出されるとするならば、確約できますか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 申しわけございません。私ども、回答書では部落差別をなくす拠点、部落解放の拠点というふうな回答ではないかと思うんですけども。差別をなくす拠点としての位置づけをさせていただいているというふうなことで、回答をさせていただいているというふうに思っております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君）　そうですね。ごめんなさい。部落差別をなくす拠点ですね。部落解放の拠点というのは守山市だけです。若干ニュアンス違いました。

部落差別をなくす拠点としてというふうなそういう部分ではなく、次の時点では、行政として今言われた全体的なコミュニティセンターとしてということできちっと位置づけしていただきたいと思います。

○市長（山仲善彰君）　反問します。

○議長（立入三千男君）　ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許します。

市長。

○市長（山仲善彰君）　一連のご質問に総務部長からお答えしましたし、私も1問お答えいたしました。今回もそうですし、今回に限らず、先ほどのように八幡が理想的だとか草津が理想的だとかいうことで、野洲だけが悪いという前提でご質問いただいています。野洲もたくさん課題があると私は思っていますが、少しずつみんなと一緒に変えつつあります。同和問題あるいは人権の差別の問題というのは、言うまでもなく、やはり歴史と地域性がありますから、当然どこどこのようにすぐというわけにはいかないんですけども、今、野並議員から見られて挙げられたまちの中の課題があるのであれば、みんないいところなのか、八幡100%オーケーなのか、草津市100%オーケーなのか、湖南市オーケーなのか、今挙げられたまちの中の問題点があると思うんだったら、参考になるので幾つか列挙いただけるとありがたいです。

○議長（立入三千男君）　ただいまの反問に対する発言を求めます。

野並議員。

○2番（野並享子君）　問題点となる、どういう意味で。もう一遍言ってください。

○議長（立入三千男君）　市長。もう一度、立って言ってください。

○市長（山仲善彰君）　これまでの質問の中で、近江八幡市は自治会に言ってこれこれとか、あるいは草津市はこれこれとかおっしゃいました。ということは、それなりに今挙げられた近隣自治体の状況をよく御存じだと思いますね。いいところばかり挙げられました、いいところどりを。でも、どのまちにも申し上げたように過去の経緯とか地域性があります。そうすると、ほかのまちにはほかのまちなりの課題があるんですが、じゃ、本当は細かいお答えいただきたいんですけども、ほかのまちの同和対策、人権施策で問題点がないと考えておられるのか、よそのまちにはよそのまちの問題点があるけれどもという前提

でご質問いただいているのか、それだけでも結構です。できれば具体的に、草津市にはこういう課題があるよとか。草津市も隣保館は新しくつくっております。湖南市もつくっております。単にその答えがどうのこうのとか、協定がどうのこうのという問題じゃなしに、いろんな経緯があります。だから、参考にするために、野洲市の、いいお答えをして、いい同和行政、人権行政するために、挙げられたまちに限ってですよ、お答えいただければ幸いです。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 一番知っておられるのは行政だと思います。私は市民からの声しか聞いておりませんので。行政サイドで問題を抱えているといえば、近江八幡は改良住宅の払い下げが、野洲は完全にできてますけども、できてませんので、今課題として取り組んでおられるとか。草津も、一方的に行政が言うたので、今、下ともめているというふうな状況も聞いております。

私、草津の部分で、回答書を情報公開で請求してもらってもらったんですけど、これは真似ていただいたら困るなというのを1つ言っておきます。差別落書き防止条例の早期制定についてということで、2002年度に策定を約束された本条例を早期に制定することということで、要求をされて突きつけられておられます。ですから、そういうふうな部分に対して、やっぱりこういう一つ一つ要求されて答えられているということは、2002年のを引き出してきて今交渉されてますし、また同和行政のあり方について、2004年度交渉時の約束どおり当協議会と十分な協議をすることということで、回答としては、当委員会からの答申を最大限尊重し、市として今後の方針を決定した上で貴協議会に説明をさせていただきますということで、この同じ時期に協議会として部落解放同盟草津市協議会に回答をされているんです。ですから、文書でもって残して行って、それを置いて、だから今確約、来年のもしこういうふうな要求をされたときに、きちっと回答をしていただきたいというのはそういうことなんです。それを訂正していかないと、過去の回答書をもとに引きずり出してきて迫ってきますのでね。やはり要求団体であろうかと思しますので、ぜひともお願いしたいと思います。

次に移ります。5項目目の質問で、同和行政、人権行政の後退が懸念される中、啓発の現状が問われています。野洲市が回答書と一緒に提出した資料④では、21年度の教職員同和問題研究の実施状況が出されています。

研修内容には、約20年ほど昔にあった野洲中での連続差別事件が教材として小学校や

中学校で行われています。この事件は、最後に同和地区の子どもたちに全校生徒の前で部落宣言をさせ、教育として問題があったと思っていますが、この事件に関して、部落解放同盟滋賀県連の幹部が、先生が書いたとしか考えられないと発言されるなど、教材として扱うにはさまざまな問題を抱えたものであります。

また、小学生や中学生の子どもたちの差別発言も、未成熟な発達段階での発言であり、事件化するのでなく教育現場で解決する問題であります。また、落書きなどはだれがどんな目的で書いたかわからない内容であり、事件化して教材化すべきことではありません。このような、問題ある事件を教材化したテキストで研修を行うということはやめるべきであります。

公共施設に書かれた落書きは被害届を出して消せばいいと思いますが、野洲市の方針は部落解放同盟の方針どおり、行政に通報し、解放同盟に報告し、事件化して教材化することが対応マニュアルにあり、そのことを徹底する研修が行われています。

同和行政は行わないという市長の答弁を受けて、教育委員会としてはどのような見解をお持ちなのかお尋ねをいたします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 6点目のご質問にお答えをいたします。

市内の学校・園では、教職員の人権意識を高めるために同和問題研修を実施しております。研修においては、差別をなくす姿勢を教職員に培う上で、過去の事例に学ぶことが重要であると認識しております。

また、子どもたちに差別的な発言があった場合は、教育的に解決していくことは当然ですが、その発言の要因や背景を踏まえた指導を行うためには、家庭・地域や関係機関との連携が不可欠であるとも考えます。

さらに、落書きは、それ自体が違法な行為であり、まして差別落書きについては、消せばよいでは差別のない社会を実現することが難しいととらえております。したがって、教育現場では、差別落書きがあった場合の対応や子どもたちへの指導については、研修を通じて教職員が学ぶことは大変に重要なことでもあります。

今後も、過去の事例や差別の現実に学ぶ教職員研修を実施し、教職員のさらなる人権意識向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご質問にお答えさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 差別落書きそのものは、本当にそれは絶対だめだというふうに思います。それは当然の話であります。しかし、事件化したりとか犯罪扱いというふうな、そういうふうなことをしたら、私はだめだというふうに思います。もっともっと市民の人権意識を高めるという、これはやっていかないとあかんというふうに思います。

落書きに関しましては、とらまえてみれば我が子なりというようなのが全国的にあります。そういう意味でも、このだれが書いたかわからないというような落書き、この差別落書きに対して、本当にマニュアルがびっちりありまして、遅くとも1週間以内とか、遅くとも1カ月以内、集約後2カ月以内に確認学習会とか市民啓発とかいう形であるんですけども。ちょっと私、財政的に見てみたんですが、22年度の決算で電話代をちょっと調べてみました。そしたら、すごく電話代が人権のところの電話代が異常に多いなというふうに思ったんですけど。合わせたら大体60万円ぐらい人権教育課、人権政策課、人権センター総合センター。保健センターのあの大きな建物でも50万円ぐらいなんですよ。ですから、いかにいろんな意味で電話、ファクスなどでいろんなことが行われているなというふうにも思いましたし、いろんな意味でこういった事件化して行って、確認会やって、学習会やってというふうな、落書きに関してはもうやめるべきだというふうに思います。

高知県のある市の教育長が、子どもの発言ですね、児童生徒のいろんな差別的な発言、そういうことに対して、私はこの賤称語をそのまま学校で教えなければならないというかたくなな見解は持っていない。むしろ慎重な配慮の形で、教科書に載っているからということのみの理由によって、言葉のみが生徒の頭の中に記憶されるとすれば問題であると。義務教育段階の、まだ国民としてのしっかりした考えがつかない生徒に、社会的に使うてはならない言葉を教えることは、慎重な配慮と対応を求めているということをおっしゃっているんですけども、野洲市ではどういうふうになっておりますか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 賤称語の取り扱いにつきましては、小学校の高学年段階で十分な配慮のもとに学習の中でしておるところでございます。ただ、先ほど議員のほうからございましたように、差別発言が学校であった場合とか、あるいは差別落書きにつきましては、すべてが事件化し、すべてがということじゃなくて、子どもたちのどういった背景でそういった事象が起こっているのか、あるいはどういう状況の中で起こっているのかということとは十分に調査をし、そして分析をし、要因を考えた上で子どもたちへの指導をしておるところでございますので、決して一つのマニュアルどおりに何もかもが進んでいる



わけではございませんので、十分その辺のところは教育的配慮をしているということをつけ加えておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 差別落書きという形で事件化をしなくなった、そういう町・市では落書きがなくなったとか、大きな問題にされなくなったというふうなことを滋賀県下の中で聞いております。ですから、こういった対応マニュアルはやめるべきだというふうに思います。

それと、市長が同和対策事業をやめるという発言をされておりますので、それは高く高く評価をいたします。公平な行政を行うということを基本に、行政が主体性を持って、残された課題は一般行政で行うということをお願いを求めていると思います。

次に、野洲駅北口駅前広場整備について質問いたします。

野洲駅南口の整備はようやく実施されますが、野洲駅北口の整備も、歩行者の安全のために改善が求められています。平成19年、南口にペDESTリアンデッキをつくり、北口に歩道橋とエレベーターをつくる計画が出されましたが、駅前周辺の開発のめども立っていない中でペDESTリアンデッキは不要。北口の歩道橋もエレベーターの設置などすれば歩道が狭くなるなど発言をしておりました。

6月2日の第2回野洲駅前周辺整備検討委員会に、平成21年に作成した野洲駅北口の整備計画案7案が出されています。コンサルが描いた計画案ですが、市民にとって毎日利用する駅前です。多くの市民に納得してもらえる整備が求められるため、今後の計画を含め、以下の点を質問したいと思います。

第1点目。今回、北口駅前整備で出されている7案は、これまでの進入とロータリーの内容を変えるものであり、利用者の意向調査が必要ですが、見解を求めたいと思います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、意向調査の件でございますけども、北口駅前広場に関する要望など、駅利用者のニーズ把握を目的といたしましてアンケート調査を実施する予定でございます。野洲駅北口駅前広場利用者の歩行者を対象者といたしまして、調査方法は調査員による直接聞き取り方式で行う予定でございます。また、利用者動線の把握や交通量調査並びに渋滞状況調査等を行いまして、現状の課題を整理し、より利用しやすい施設になるように計画していきたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 今現在の野洲駅の北口、こっち側が線路ですね。線路からロータリーがあって、そのまま抜けていく。それでこっち側からも入ってくるができるという、こういう形になってまして、その中で、大体7つありますけども、2つの系統やというふうに思います。

1つ、第1案として出されているのが、こっちが線路です、こっち側が駅の正面から入って行って、ぐるっと回って、こう出てくる。そしてバス・タクシー。緑になっているのが、これが歩道というのか人のスペースですね。こっち側から来た車は、ここにとまる。そして、ここタクシー、そしてバスという形で、こう抜けていくというふうな形ですね。そして、こっち側から来た車はこう来て、ここにとめて、バスをとめてというふうな形。こういうふうな計画をなされて、駅から、ここはエスカレーターですね、階段、駅からおりられた方はこう行って、ここはだから車がもう通りませんからね、ここの歩道とここの歩道を通っていくと。今よりかは安全になるなど私は思いますわ。ここのところを通らないということで、緑地になってますからね。

それと、もう一つ出ているのが、ロータリーを2つに分けるということで出されてます。これは、こっち側から来て、バスがこっちのときと2案ありました。こう来て、こう戻っていく。こっち側からの車は、ここの中にこう回って、こう行ってくるという感じで2つに分けてしまっていて、ここを通ると、ここ2カ所、車と交差する。だから、今の島のあるのが2つに分かれてしまうという、そういう案が出されてます。若干違う案やら、大きく言ってこの2つの案が出されているなというふうに思うんですけども、これはコンサルが描いた絵ですので、ですからやっぱりもっともっと市民に聞かんとあかんというふうに思います。

利用されるのは、やっぱり北口を利用するのは北野学区、祇王学区、篠原学区、旧中主、そういった人たちをこの検討委員会の中に入れていかんとあかんと思うんですけども、それはどういうふうな補充を考えておられるのかお尋ねします。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、利用されている方の委員補充につきましてでございますけども、野洲駅周辺地区整備検討委員会の委員構成といたしましては、地元自治会からは南口側では野洲学区自治連合会長と駅前自治会長、北口側では北野学区自治連合会長と駅前北自治会長に委員になっていただいております、各々2名で構成をいたしております。そのほか、各団体からは、基本的に団体からの推薦委員で構成されておりますので、

新たな組織を立ち上げて北口を利用されている方の補充は予定をしておりません。

多くの市民の皆様にも納得してもらえ、整備ができるように、広く市民の皆様の意見を取り入れるために、委員会の結果を公表するとともに、先ほど申し上げましたアンケート調査のほかに、パブリックコメントや地元説明会も実施して、利用者の皆様のご要望にこたえていきたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私のほうから補足をいたします。今、部長が申し上げましたように、基本的には当事者に入っていただけてますが、閉じた議論をするつもりはございませんので、いいご意見だったら最大限生かさせていただこうと思っております。

ただ、不特定多数、人数がふえるという委員会をつくっても余り機能しませんので、今申し上げたようにパブリックコメントですとか説明会を開く中でご意見をいただければと思っております。

それと、先ほど来から出ている7案なりを、コンサル、コンサルとおっしゃっているんですが、コンサルの絵では全くございません。内部で検討、具体的にかいたのはコンサルですけども、考え方は内部の議論です。内部の議論では、今のロータリーを大きくしようという1つ案と、そしてもう一つは立体交差といいますか、歩道橋で渡ろうという案。もう一つの案は、自慢じゃないんですが、ロータリーを2つにしようというコンセプトは私の中で提案したものです。ただ、細かい絵をどうするか、あるいは営業しておられる方への不便がかからないかどうか、そのあたりは当然専門的な観点から委ねていますが、どの案も、コンサルの案じゃなしに、職員なり私どもが検討した案であることを申し添えておきます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） そしたらちょっとお尋ねしますが、今、野洲駅の乗降客のうちで北口を利用されているのは何人、南口が何人で、大体割合、比率はどのぐらいになりますか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） まだ詳細には把握をいたしてませんが、大体6：4ぐらいではないかな、どちらかというと南口のほうが多いのではないかなというように。これは私の直感でございますので、整理した数字につきましては今後そのために調査をいので、その中ではっきりしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 今おっしゃったのは北口の歩行者の調査。南口も、そしたらしてもらわんと数字は出ませんね。乗降客の問題は、定期券を野洲駅で買ったというのが基本になってますよね、JRとしては。ですから、おりてきて帰らるような人たちは歩行者の調査をしないと出ないというふうにも思いますのでお願いします。

○議長（立入三千男君） 終わります。

教育長から発言を求められておりますので許します。

教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 先ほどの野並議員のご質問ですが、賤称語を教えているかどうかということですが、現在では小学校の高学年では教えておりませんということですので、訂正をさせていただきます。

○議長（立入三千男君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明7日は、午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後3時47分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成23年9月6日

野洲市議会議長                   立入 三千男

署名議員                       内田 聡史

署名議員                       奥村 治男